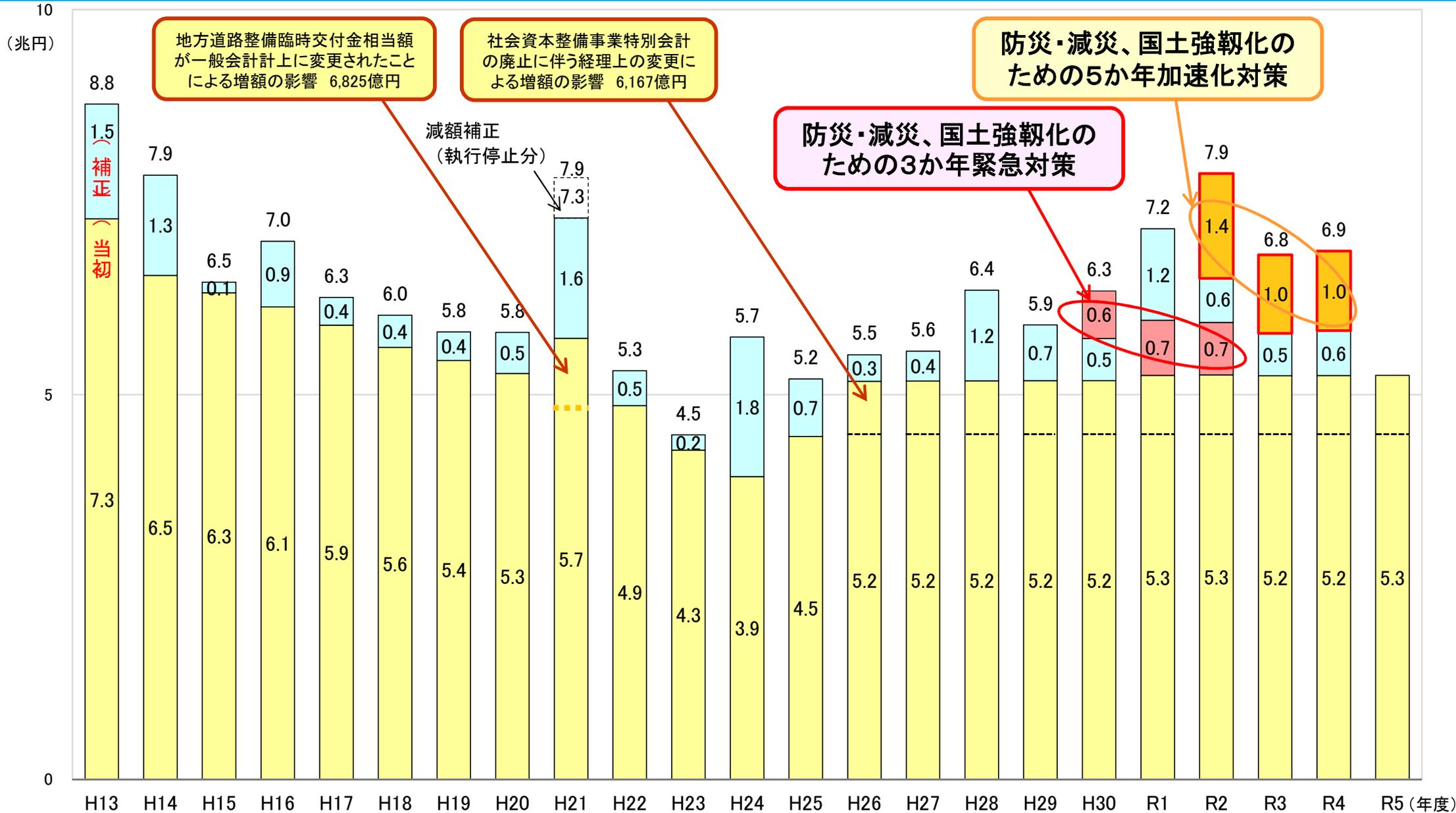


最近の建設業を巡る状況について【報告】

令和5年4月18日
不動産・建設経済局

1. 公共事業関係費

公共事業関係費(国土交通省関係)の推移



※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。

※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1年目、2年目及び3年目は、それぞれ令和2年度、令和3年度及び令和4年度の補正予算により措置されている。

※ 令和3年度予算額(5兆2,458億円)は、デジタル庁一括計上分129億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、5兆2,587億円である。

2. 建設業の賃金引上げに向けた取組

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映**
- (3) **元請企業から技能者に対して直接支給している手当を反映**（下請企業を経由する手当は従前より反映）

全 国

全 職 種 （22,227円） 令和4年3月比； + 5. 2% （平成24年度比； + 6 5. 5%）

主要12職種※ （20,822円） 令和4年3月比； + 5. 0% （平成24年度比； + 6 5. 5%）

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

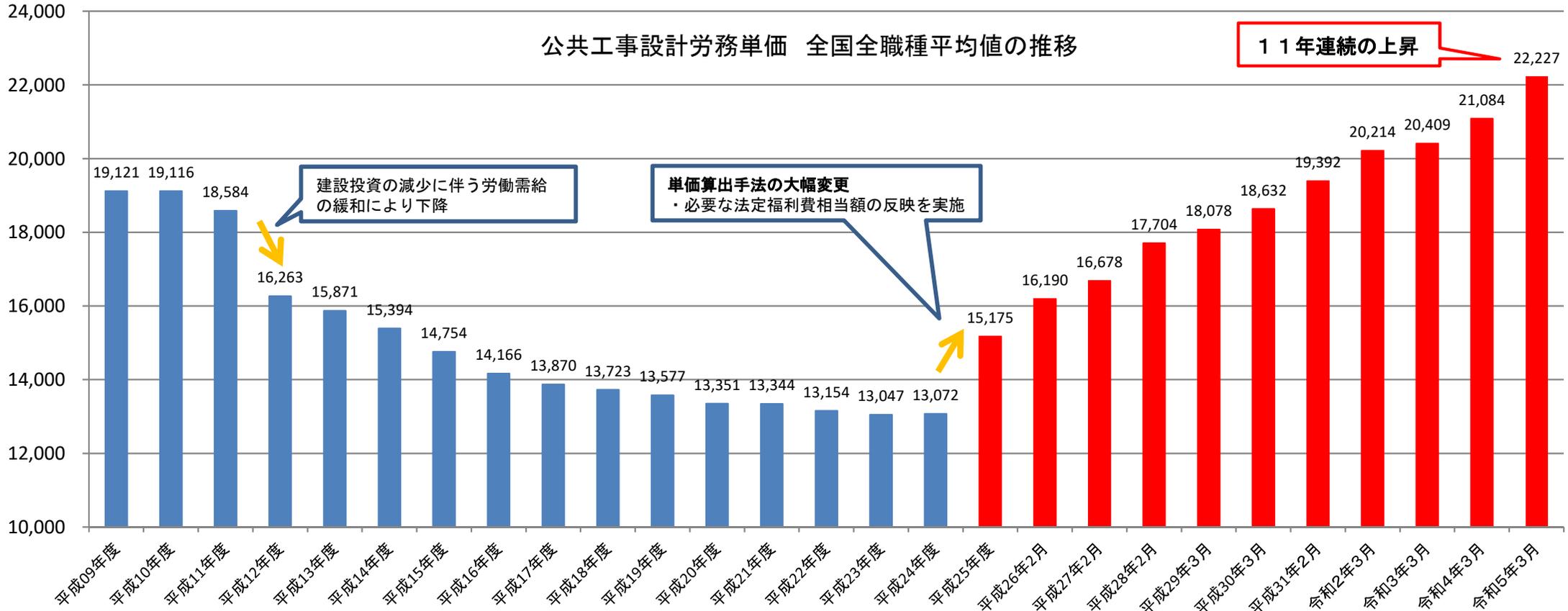
（主要12職種）

職種	全国平均値	令和4年度比	職種	全国平均値	令和4年度比
特殊作業員	24,074円	+ 4. 0%	運転手（一般）	21,859円	+ 5. 8%
普通作業員	20,662円	+ 5. 7%	型枠工	27,162円	+ 3. 8%
軽作業員	15,874円	+ 6. 3%	大工	26,657円	+ 4. 9%
とび工	26,764円	+ 4. 8%	左官	25,958円	+ 4. 0%
鉄筋工	26,730円	+ 3. 6%	交通誘導警備員A	15,967円	+ 7. 1%
運転手（特殊）	25,249円	+ 5. 7%	交通誘導警備員B	13,814円	+ 6. 3%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



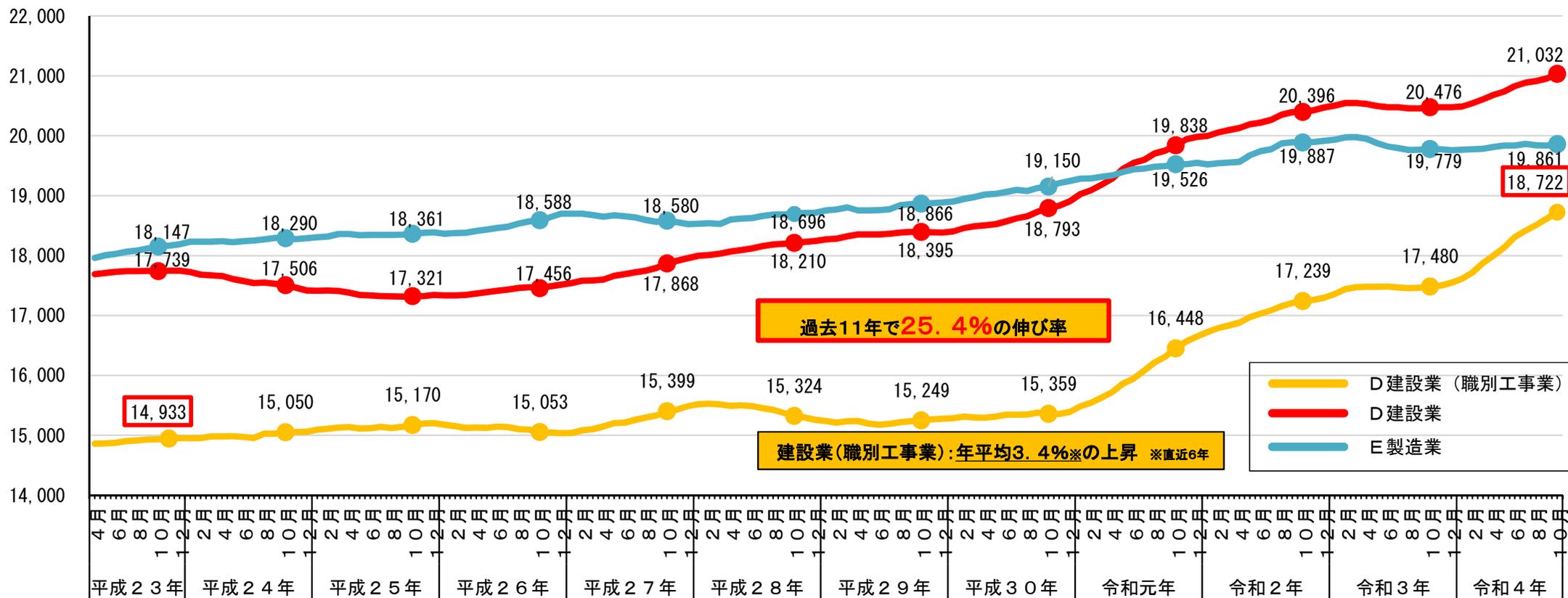
注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

建設業(職別工事業)の一日当たりの賃金の推移

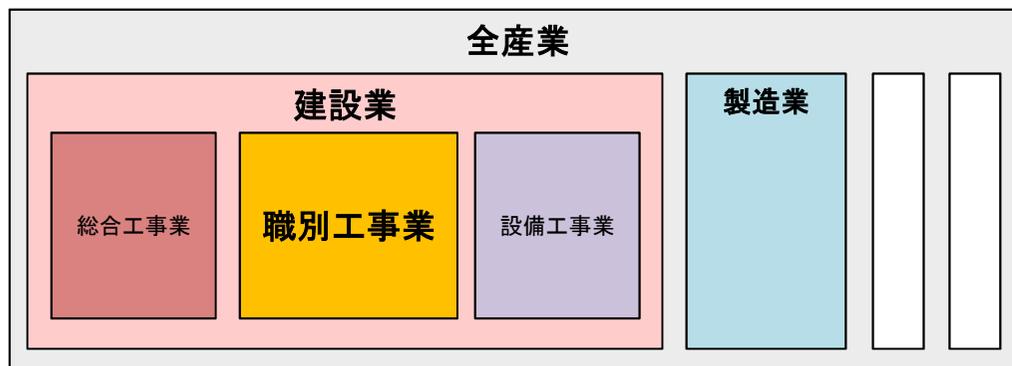


(出典) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(D建設業-D07職別工事業、事業所規模5人以上)より国土交通省作成

※「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」の直近12カ月平均

(「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」:「所定内給与」×8/「所定内労働時間」+直近12カ月の「臨時給与(特別に支払われた給与)」/直近12カ月の「出勤日数」)

(産業分類のイメージ)



(定義)

建設業

主として注文又は自己建設によって**建設工事を施工する事業所**が分類される
(ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない)

職別工事業

主として**下請として**工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための**建設工事を行う事業所**が分類される
(ただし、設備工事を行う事業所は設備業に分類される)

賃上げに関する岸田内閣総理大臣の発言

第二百十回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(令和4年10月3日)(抄)

物価高が進み、賃上げが喫緊の課題となっている今こそ、正面から、果敢に、この積年の大問題に挑み、「構造的な賃上げ」の実現を目指します。

まず、官民が連携して、現下の物価上昇に見合う賃上げの実現に取り組みます。



岸田内閣総理大臣年頭記者会見(令和5年1月4日)(抄)

今年の春闘について、連合は5パーセント程度の賃上げを求めています。是非、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたいと思います。政府としても、最低賃金の引上げ、公的セクターで働く労働者や政府調達に参加する企業の労働者の賃金について、インフレ率を超える賃上げが確保されることを目指します。

第7回 物価・賃金・生活総合対策本部(令和5年2月24日)(抄)

また、齊藤国土交通大臣におかれては、本日、報告のあった、公共工事設計労務単価5.2パーセントの引上げが、現場に着実に届けられ、公共事業に参画する企業で働く方々の賃上げにしっかりつながるよう万全の対応を進めてください。



開催概要

日時：令和5年3月29日 17:15～18:15

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進 等

本意見交換会において、以下のことについて申し合わせを行った。

- 様々な課題があるものの、
本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、
全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子

- 公共工事の受注者による適正な利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、
 - ① 安定的・持続的な公共投資の確保とともに、② 適正な予定価格の設定や、③ ダンピング対策の更なる徹底 等を要請
- さらに、都道府県公契連等を通じて市町村を含む全ての地方公共団体に対して、直接働きかけを実施

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要

《特に強化すべき取組》

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

適正な予定価格の設定等

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 市場における労務・資材等の最新の実勢単価を適切に予定価格に反映すること
- 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上
- 設計変更・契約変更等の適切な実施

ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底によるダンピング受注の排除
- 調査基準価格等の水準の見直し
- 調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

H28.4.1～

【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10 の範囲内で設定
【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×消費税



H29.4.1～

【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10 の範囲内で設定
【計算式】 ・ <u>直接工事費×0.97</u> ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×消費税



H31.4.1～

【範囲】 予定価格の <u>7.5/10～9.2/10</u> の範囲内で設定
【計算式】 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×消費税



R4.4.1～

【範囲】 予定価格の 7.5/10～9.2/10 の範囲内で設定
【計算式】 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・ <u>一般管理費等×0.68</u> 上記の合計額×消費税

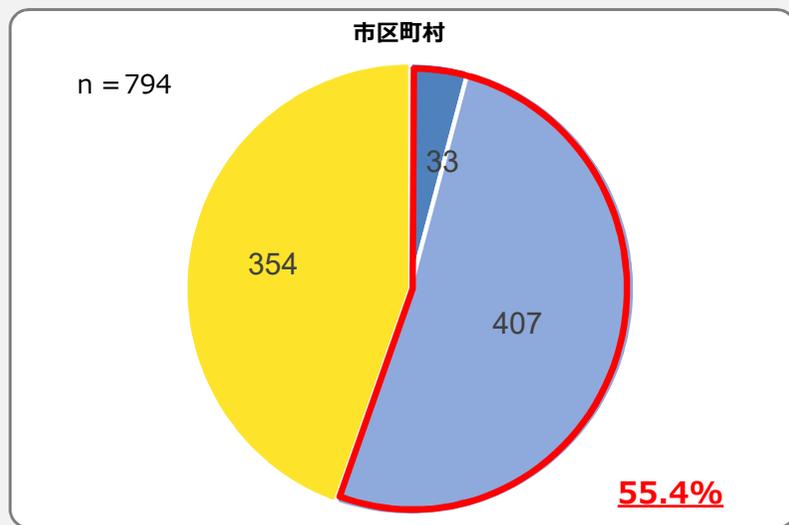
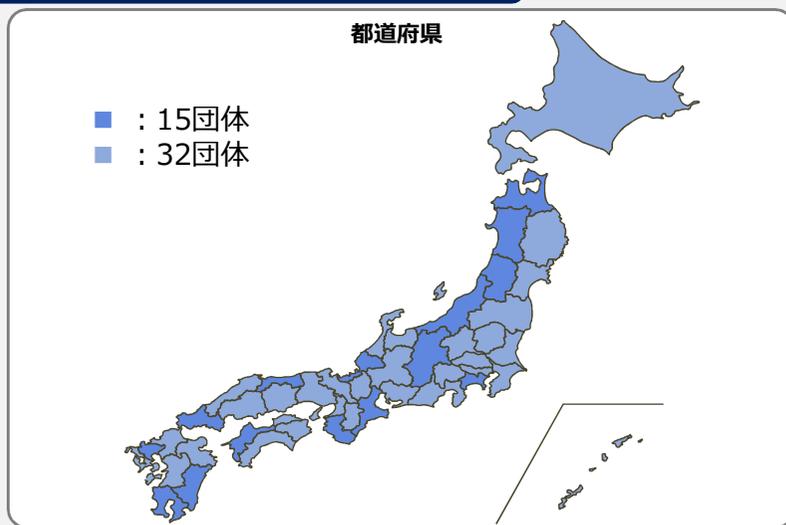
※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

[ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

- 都道府県は、**全ての団体***で令和4年中央公契連モデル相当(以上)の水準で運用
- 市区町村は、約96%の団体で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用。
算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**約半数の団体が令和4年中央公契連モデル相当(以上)を採用**

※算定式非公表、未導入の団体除く

調査基準価格算定式の設定水準

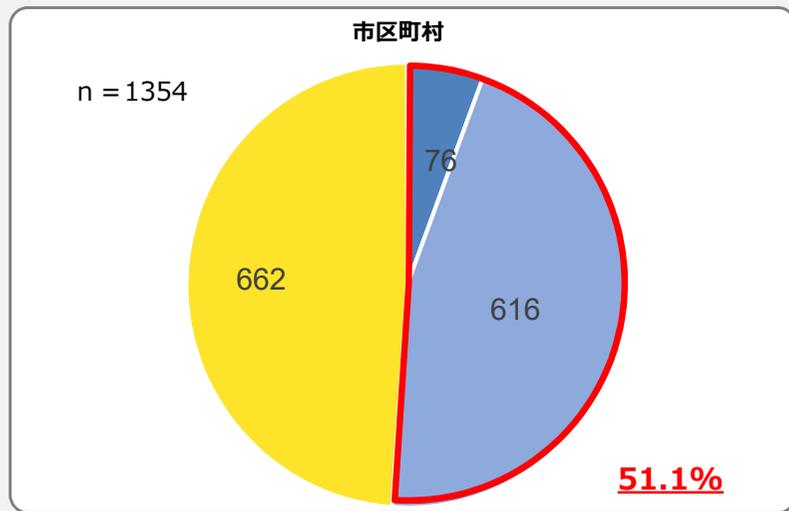
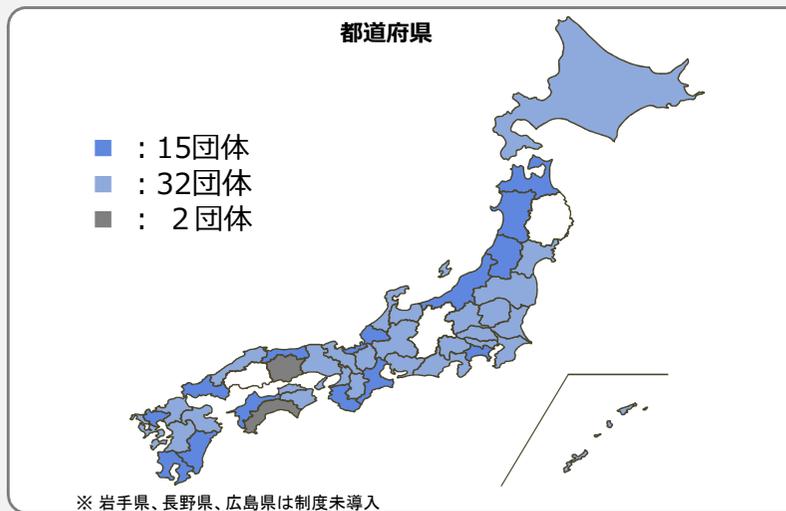


- : 独自モデル（R4中央公契連モデル以上の水準）
- : R4中央公契連モデル相当の水準
- : その他
- : 算定式非公表

いずれの制度も未導入の団体



最低制限価格算定式の設定水準

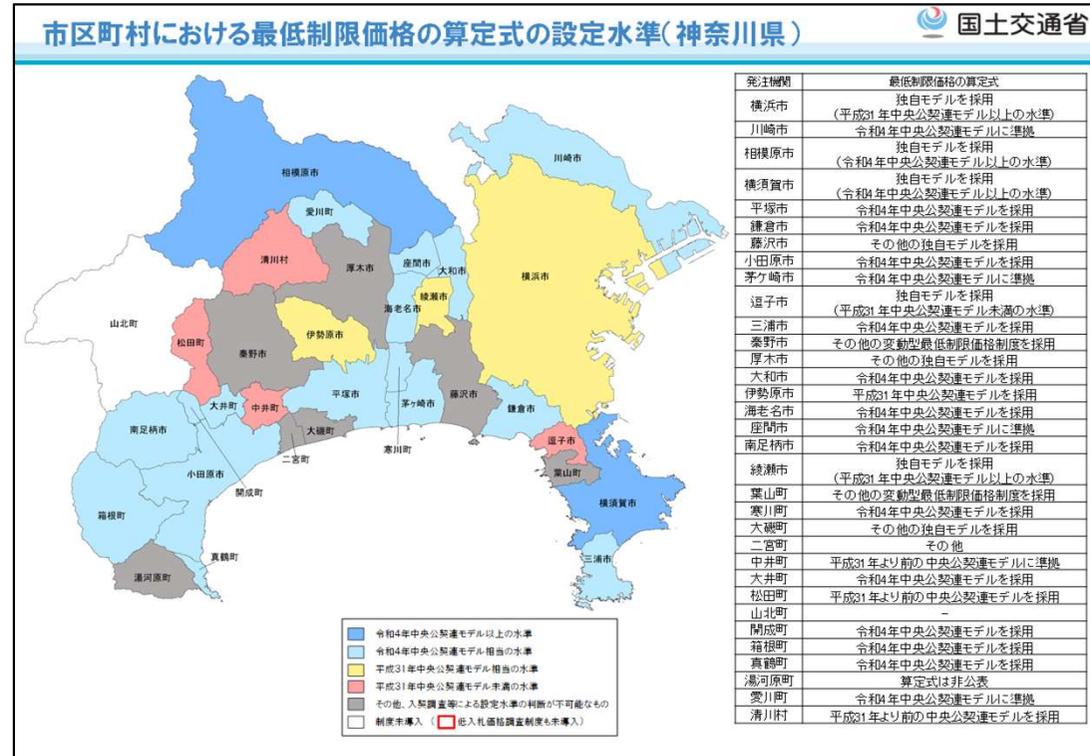
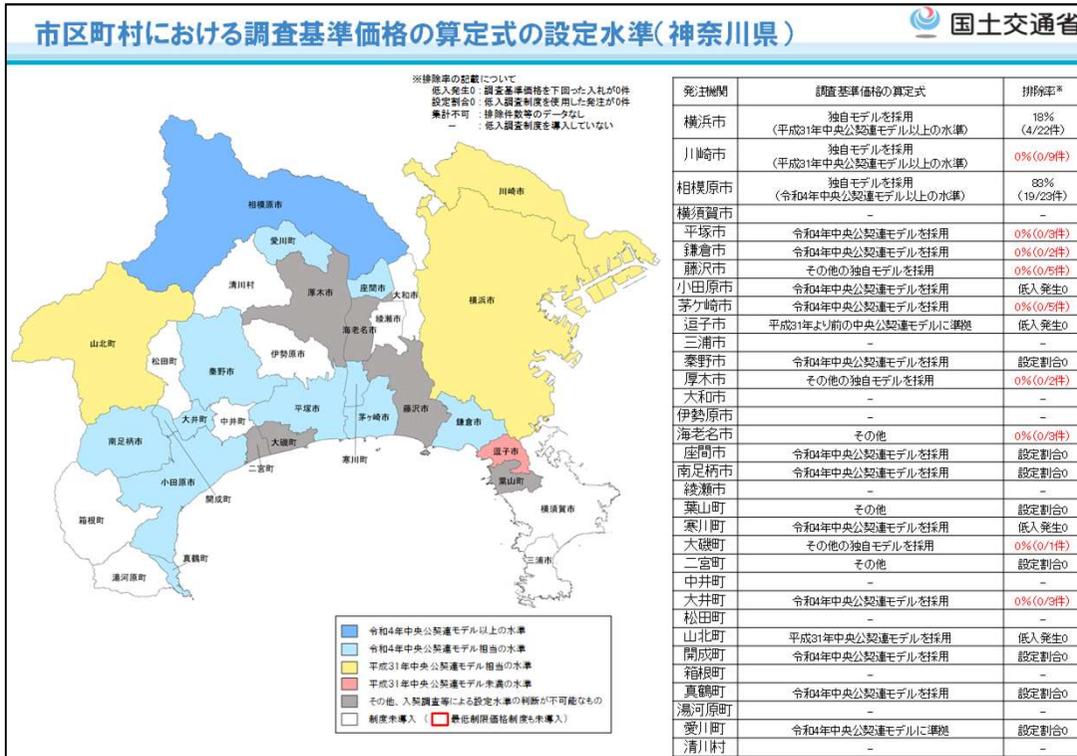


※ 市区町村は、中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計（算定式非公表団体等は集計対象外）

[ダンピング対策] 地方公共団体における取組状況の「見える化」

- **地方公共団体におけるダンピング対策の取組状況について、「見える化」の取組を実施**（最新版は令和4年11月公表）
- 各市区町村のダンピング対策の取組状況について、主に以下の項目を「見える化」
 - － 低入札価格調査制度の導入状況 及び 調査基準価格算定式の設定水準
 - － 調査基準価格を下回った入札件数のうち排除を行った入札件数の実績（排除率）
 - － 最低制限価格制度の導入状況 及び 最低制限価格算定式の設定水準

(例) 神奈川県

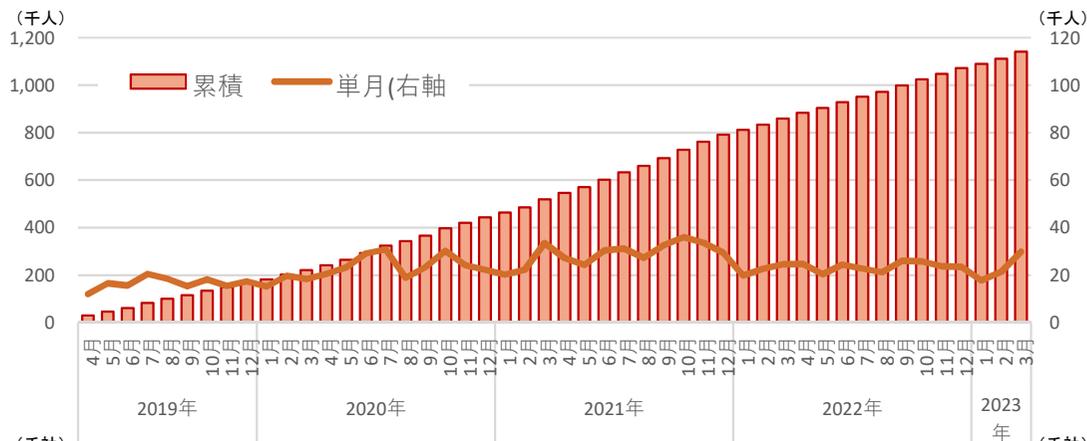


建設キャリアアップシステムの利用状況(2023年3月末)

技能者の登録数

114.0万人が登録

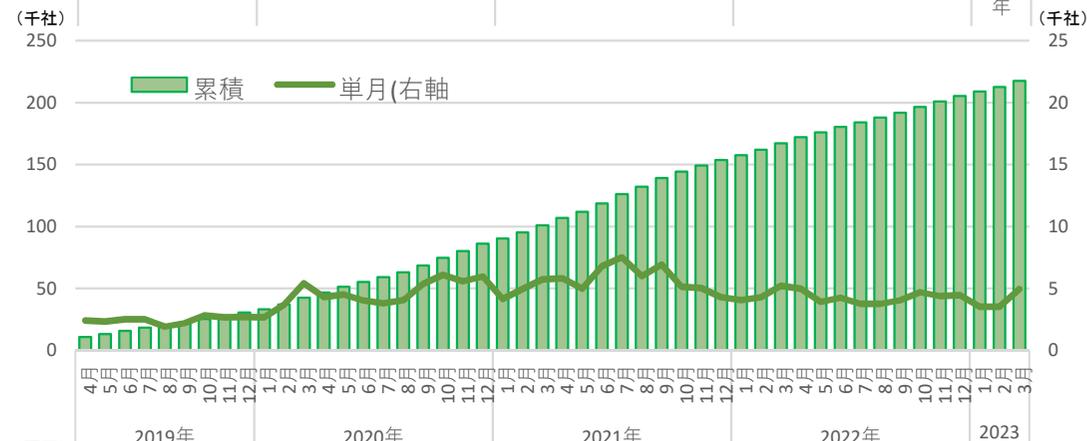
※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



事業者の登録数

21.8万社が登録

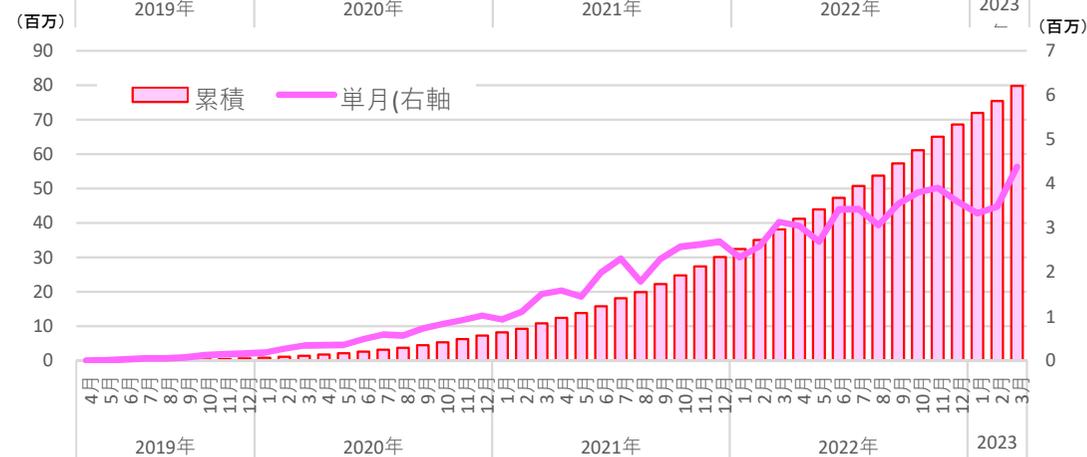
※うち一人親方は7.0万社



就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※3月は過去最高となる438万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

元請による現場利用の促進

(元請によるカードリーダー設置等)

公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施 (WTO工事等)
- ◎ 都道府県では、39道府県が企業評価を導入
政令指定都市は15市が企業評価を導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し(本年1月)、現場利用をさらに促進

技術者専任要件の緩和

- ◎ 監理技術者等の現場兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

労務費や処遇改善への展開

公共発注者による週休2日工事での活用

- ◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、週休2日工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用
(公共発注者による閲覧機能を内製化) ※令和4年12月から供用開始

技能レベルを反映した手当で支給の普及

- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を水平展開 (現在、50社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。)

CCUSの能力評価等を反映した手当支給

- 能力評価等を独自の手当にて反映する取組を、50社超の元請が実施・検討。優良事例について水平展開を継続。
- 技能者への手当は、下請企業から支払われるもの、元請企業から直接支払われるものいずれも労務単価に反映。

西松建設	CCUSレベル別の優良技能者制度(協会対象)を実施。青:500円、銀:1,000円、金:2,000円、(うち特に模範となる方:3,000円/日)
村本建設	評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下:2,000円(R4.11から)、銀:3,000円、金:3,500円/日。R5.6より推薦要件化も検討。
奥村組	現場・エリアマイスターはカード保有者、スーパーマイスターは銀以上を条件に。手当額:現場1,000円、エリア2,000円、スーパー3,000円/日。
新谷建設	CCUSの金カード保有者に対し、手当日額200円を支給。カード色別手当の導入についても検討中。
青木あすなろ建設	R3.4より、マイスター制度においてCCUS登録を条件化し、報奨金2,000円/日を支給。今後能力種別による金額の差をつけることを検討する予定。
鴻池組	職長マスターの手当2,000円/日。金カード保有の職長マスターに対して、手当の増額を検討。
東急建設	CCUSを東急建設マイスター制度の認定要件に(認定一時金10万円、手当2,000円/日)。現時点では手当一律、レベル別手当は検討中。
東洋建設	CCUSランク、自社現場従事期間、保有資格を基準とした優良職長制度(3ランクを設定)の導入を検討中。
ヤマウラ	CCUSカード色別の昇給要件の導入を検討。
鹿島建設	職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担。
五洋建設	独自の労務費補正制度(休日取得目標を達成した場合、労務費を5~10%割増補正払い)の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に。
清水建設	CCUSの金カード保有を優良技能者手当支給の要件に。CCUS登録技能者の民間工事を含めた建退共掛金を全額負担。
竹中工務店	CCUSカードの保有を優良技能者の条件に。民間工事においてCCUS登録を条件として建退共掛金を全額負担。
三井住友建設	コンストラクション・マイスター制度の認定条件にCCUS登録を追加。CCUS登録技能者について、民間工事含め建退共掛金の全額負担を予定。
矢作建設工業	民間の鉄道軌道工事に従事する協力会社を対象に、CCUS登録技能者については、建退共掛金の全額負担を予定。

【各社優良職長制度における要件化】: 浅沼組、大林組、大林道路、熊谷組、佐藤工業、大成建設、大日本土木、東亜建設工業、戸田建設、飛鳥建設、中山組、日本国土開発、橋本店、長谷エコーポレーション、フジタ、馬淵建設 等

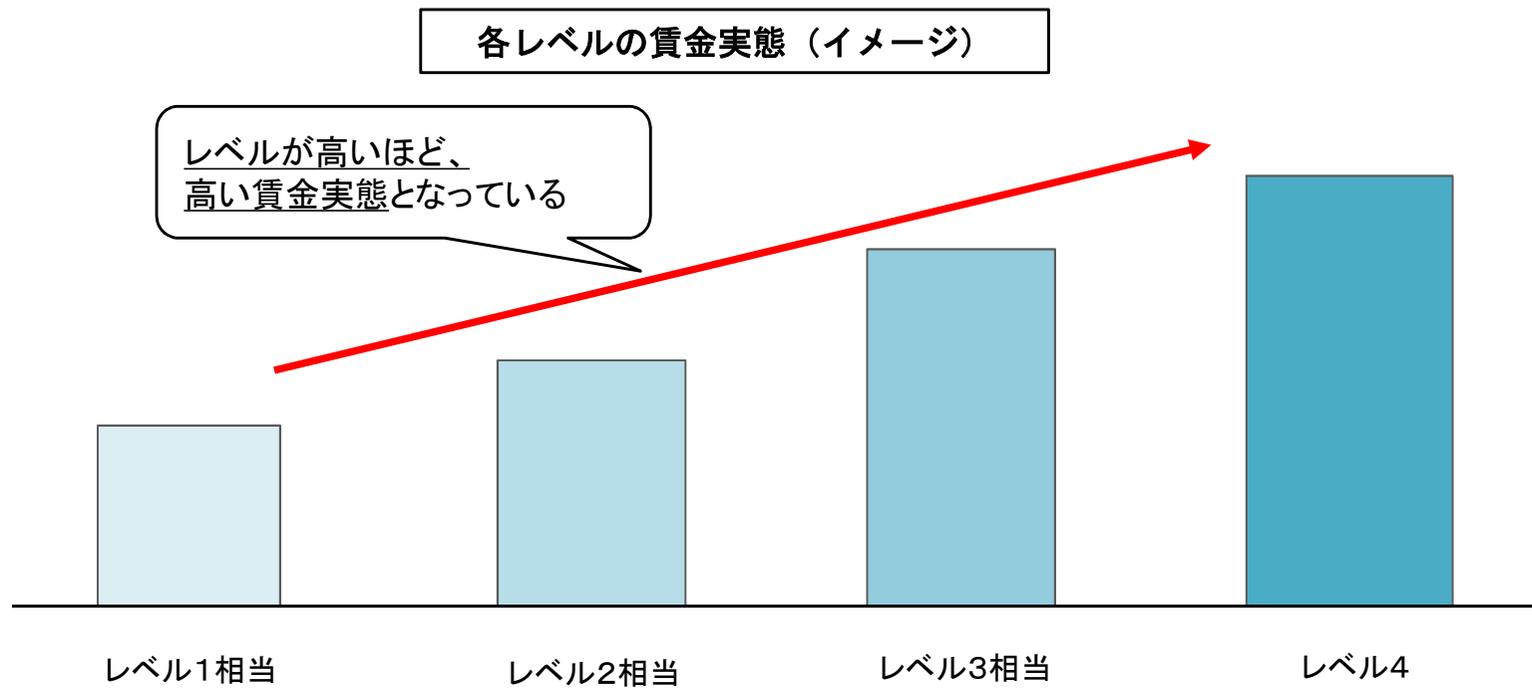
【活用検討中】: 安藤ハザマ、大林道路、オリエンタル白石、川田工業、公成建設、ショーボンド建設、大成ロテック、大豊建設、東鉄工業、南海辰村建設、NIPPO、ピーエス三菱、福田組、藤木工務店、不二建設、不動テトラ、前田建設工業、増岡組、松井建設、松尾工務店、宮坂建設工業、宮地エンジニアリング、森本組、守谷商会、山田組、りんかい日産建設 等

- 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験に応じた賃金実態を把握し、レベル評価された場合の賃金目安を示すことにより、能力評価が賃金に反映される方策について検討中。

※ 令和4年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より約15%高い実態

CCUSのレベル別賃金目安(イメージ)

○ CCUS登録技能者の賃金実態を分析したところ、レベルが高いほど、高い賃金実態となっている。



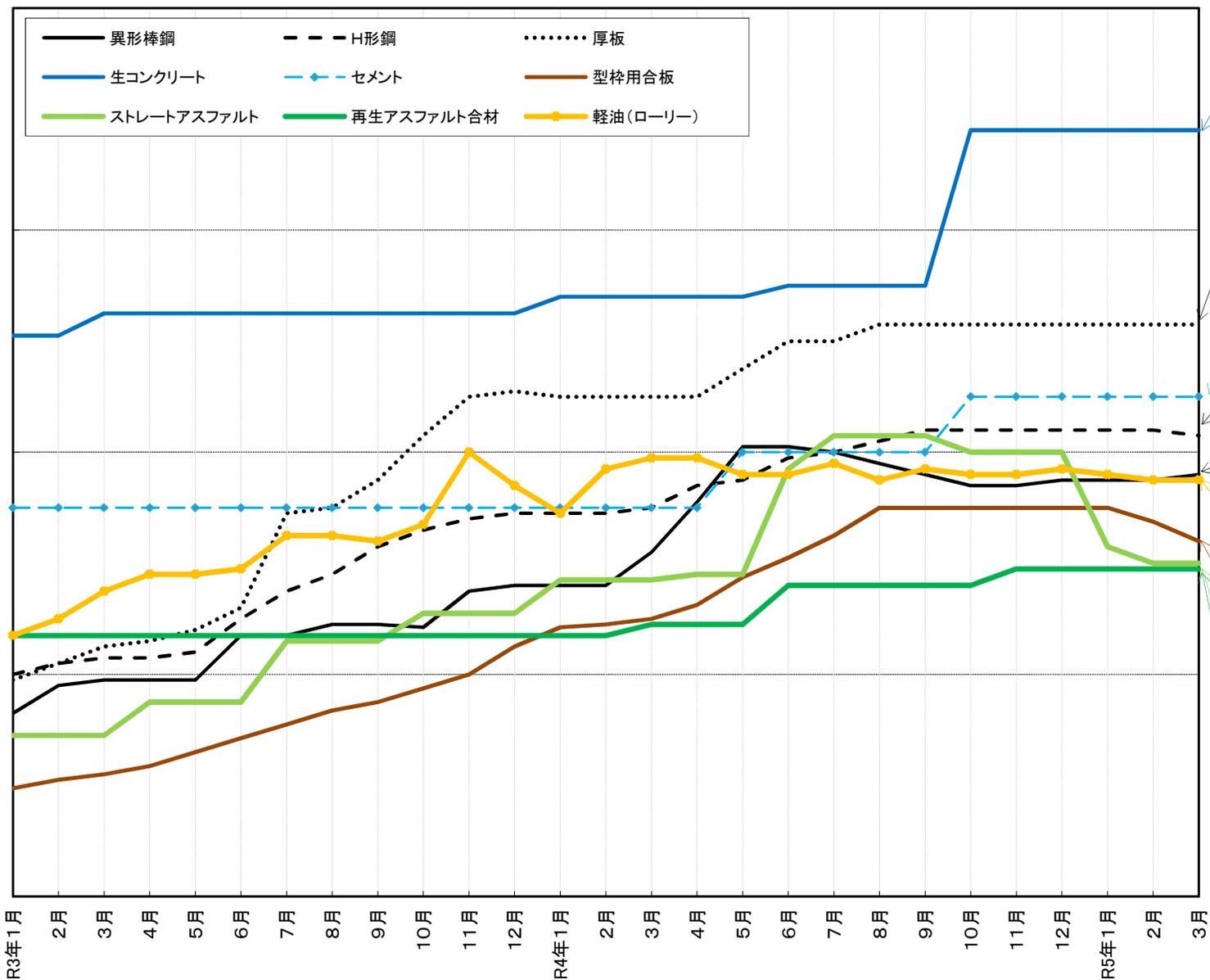
(参考) レベル別技能者数	レベル1(白)	レベル2(青)	レベル3(銀)	レベル4(金)
2023年2月末時点	1,039,066人	13,020人	12,395人	46,385人

3. 資材価格の高騰

○2021年（令和3年）後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
 ○足元では、全国的にセメント・生コンクリートの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。

(円/単位)

価格推移(東京)



生コンクリート (円/10m ³)	2023年3月	¥178,000	(+20.3%)
	(2022年3月)	¥148,000	
厚板 (円/t)	2023年3月	¥143,000	(+10.0%)
	(2022年3月)	¥130,000	
セメント (円/10t)	2023年3月	¥130,000	(+18.2%)
	(2022年3月)	¥110,000	
H型鋼 (円/t)	2023年3月	¥123,000	(+11.8%)
	(2022年3月)	¥110,000	
異形棒鋼 (円/t)	2023年3月	¥116,000	(+13.7%)
	(2022年3月)	¥102,000	
軽油 (円/kl)	2023年3月	¥115,000	(-3.4%)
	(2022年3月)	¥119,000	
型枠用合板 (円/50枚)	2023年3月	¥104,000	(+15.6%)
	(2022年3月)	¥90,000	
ストレートアスファルト (円/t)	2023年3月	¥100,000	(+3.1%)
	(2022年3月)	¥97,000	
再生アスファルト合材 (円/10t)	2023年3月	¥99,000	(+11.2%)
	(2022年3月)	¥89,000	

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、
受注者・発注者(施主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請。
(公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請)
- 都道府県における資材単価の設定状況について見える化し、改善を働きかけ。
市区町村における設定状況についても、調査結果を踏まえ、働きかけ。
- 全国の都道府県主催会議(公契連)において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ。
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況についてモニタリング調査を実施。

スライド条項の運用基準の策定(公共発注者の取組状況)

令和4年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和4年10月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○・・・工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、・・・。

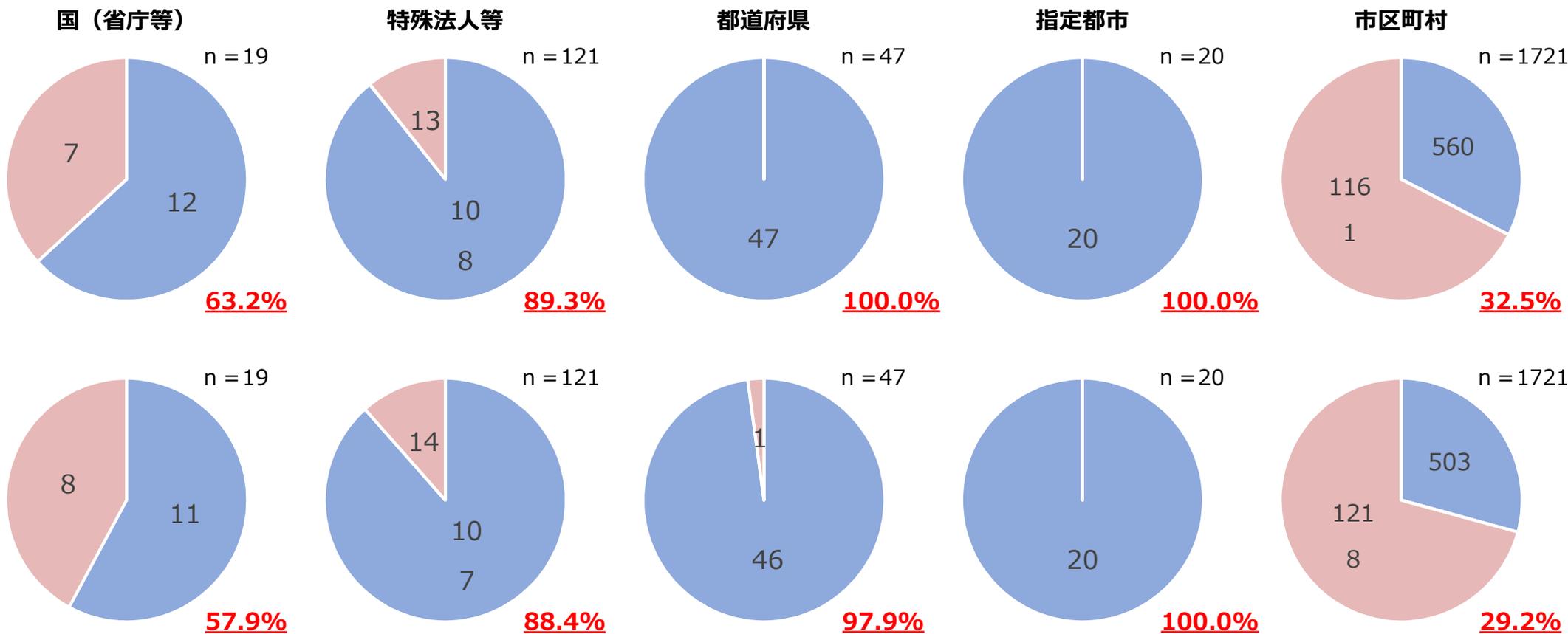
<適正化指針:第25(4)>

単品スライド条項※やインフレスライド条項※の運用基準を策定している団体は、都道府県・指定都市ではほぼ全て、特殊法人等では約9割だが、国では約6割、市区町村では約3割にとどまる。

※ 公共工事標準請負契約約款第26条第5項,第6項

単品スライド条項

インフレスライド条項

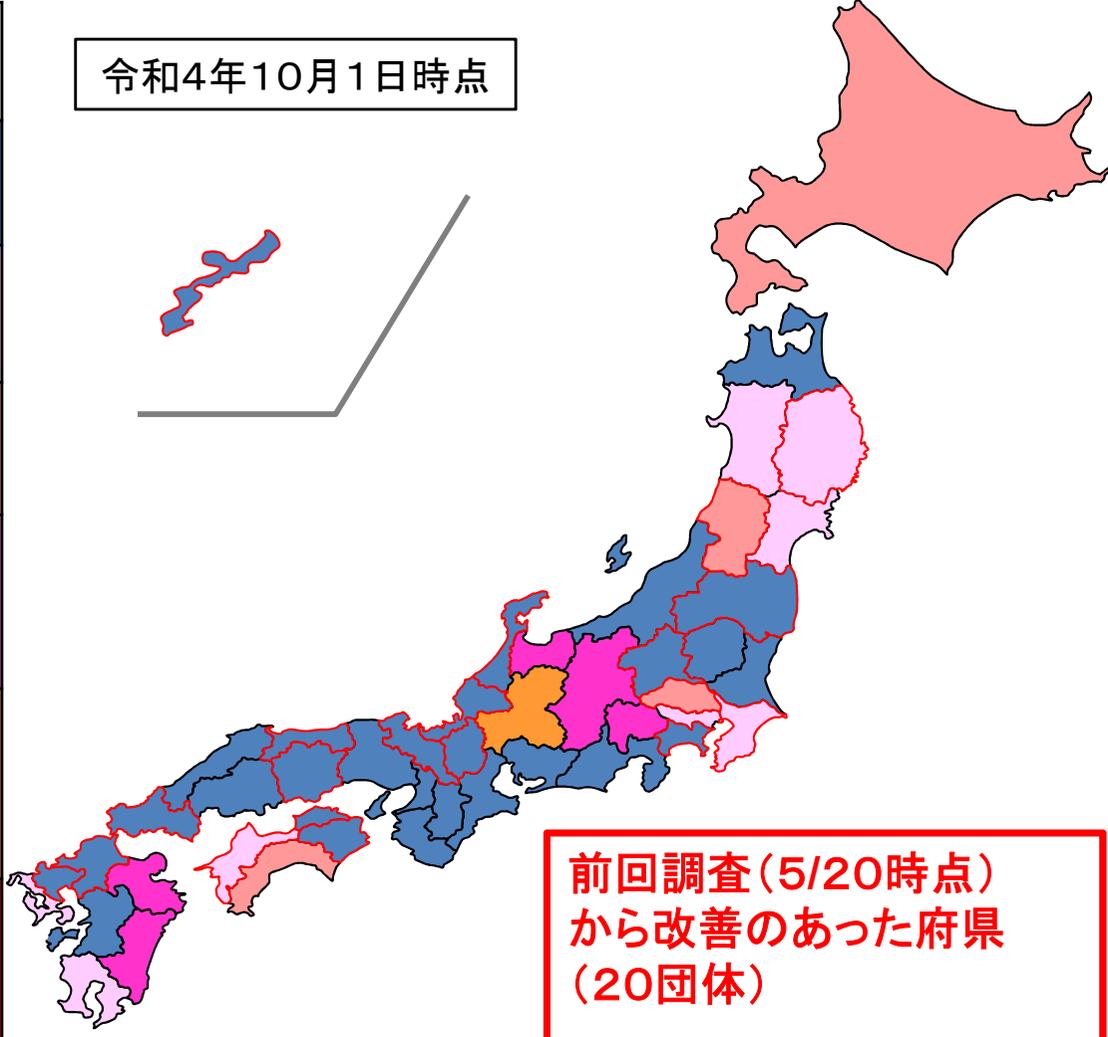


■ : 策定している ■ : 策定していない

都道府県における材料単価の設定状況(令和4年10月1日時点)

- 都道府県が予定価格^{※1}の積算時に使用する材料単価について、その設定状況を調査。
- 物価資料を引用している^{※2}材料単価については、29団体が、毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用。

材料単価の設定状況		都道府県数
I	全ての資材で「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」	29
II	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」)	8
III	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	4
IV	全ての資材で「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」	5
V	主要な資材は「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	1
VI	最新の物価資料の掲載価格を引用していない (年数回更新)	0



前回調査(5/20時点)から改善のあった府県(20団体)

岩手県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、沖縄県

※1 入札時の当初の予定価格
 ※2 複数の物価資料の掲載価格の平均値を採用している 又は 一つの物価資料の掲載価格を引用している

◎公共工事標準請負契約約款

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

◎民間建設工事標準請負契約約款

（請負代金額の変更）

第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないときと認められるとき。

六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないときと認められるとき。

七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないときと認められるとき。

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
	事例	令和4年5月に河川維持工事(約2.7億円)で適用し、約1.5百万円増額変更。 (R3・4安食管内維持工事【千葉県内工事】)	令和4年11月にアスファルト舗装工事(約2.2億円)において、アスファルト類で適用し、約5.5百万円増額変更。(R3国道6号中村南電線共同溝路面復旧工事【茨城県内工事】)	令和4年8月にトンネル工事(約77億円)で適用し、約215百万円増額変更 (大野油坂道路川合トンネル川合地区工事【福井県内工事】)

- 原材料費等の高騰の状況を踏まえ、公正取引委員会において、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について緊急調査を実施。
- 令和4年12月、公取委は、同年2月に更新した独占禁止法Q&Aを再掲しつつ、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」を公表。

独占禁止法Q&Aに該当する行為

以下のような行為は、「優越的地位の濫用」の要件の一つに該当するおそれ

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - － 発注者の方が立場が強く受注者からは言い出しにくいことが多いので、**発注者が積極的に協議の場を設けることが適切**
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - － 受注者からの価格引上げ要請を受け入れない場合には、その**理由を形に残る方法で伝えることが適切**

緊急調査の結果



発注者

「受注者からの価格引上げ申入れがない」
 「期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内である」
 「要請があった受注者に対応しているため、要請がない受注者への対応が間に合わない」



「取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると、実際に申し出ることは難しい」
 「発注者の担当に値上げの可能性を相談したが、『無理』と言われ、申入れ自体を断念した」



受注者

これらを理由に発注者から積極的に協議の場を設けず、
 価格が据え置かれているケースが多数

《総合工事業について》 サプライチェーンにおいて、受注者からの価格転嫁の要請が滞っている可能性

総合工事業、地方公務、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
 (主な発注者)

総合工事業
 (受注者/発注者)

窯業・土石製品製造業、総合工事業、道路貨物運送業
 (主な受注者)

事例: 取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。 【総合工事業者A社、不動産取引業者K社】

活動趣旨

地方整備局等に設置する建設業法令遵守推進本部は、平成19年度の創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業に係る法令遵守に向けた取組を行っている。

具体的方針

1. 各種相談窓口における法令遵守情報の収集等

駆け込みホットライン等重要な情報収集窓口の積極的な活用を促すため、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

2. 立入検査及び報告徴取の実施 **重点項目**

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様が認められる場合には立入検査及び報告徴取を実施する。

3. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守ガイドライン等、建設業の法令遵守に関する取り組みを様々な機会を捉えて周知を図る。

4. 建設業適正取引推進期間の実施等

10～12月を推進期間に位置付け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

5. 関係機関との連携

不良・不適格業者に関する情報を確知した場合、速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等更なる連携強化を図る。

都道府県・関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。

建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

6. その他

元請・下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる同センターについて、あらゆる機会を通じ、一層周知する。

今年度の重点項目

受発注者間・元請下請間の取引状況について、モニタリング調査を実施

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な請負代金での契約締結が重要であることから、標準見積書の活用や見積りの協議、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）の状況等について、モニタリング調査を行う。さらに、次の①、②の実態についても確認を行う。

① 著しく短い工期の禁止

工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類工事実績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況の把握等を行う。

また、受発注者間の契約締結状況について確認を行い、個々の工期の実態を把握のうえ、発注者に対しても必要な注意喚起を行う。

② 価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた請負契約における請負代金の変更に関する規定の適切な設定・運用状況について確認を行う。

また、受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても適切な対応の要請や必要な注意喚起を行う。

	元請下請間	受発注者間
目的	下請業者へのしわ寄せ防止に向けた取引適正化 ※技能労働者の賃金水準の上昇を図るには、適正な請負代金での契約締結が重要。そのため、請負代金や工期などが公平な立場・協議のもと適正な取引として行われているかの実態を把握	昨今の資材価格高騰等の情勢を踏まえ、適正な請負代金の設定及び工期の設定についての協力要請
実施方法	ヒアリング ※調査対象工事に係る現場所長や支店担当者等	ヒアリング ※発注関係部署の担当者
調査内容	標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議状況等についてヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・工期の設定方法等 ・下請負人に対する標準見積書の働きかけの状況 ・法定福利費の明示状況 ・法定福利費の算出方法 ・契約締結に至る過程での下請負人との協議状況 	スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等についてヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・請負業者の選定方法 ・工期の設定方法（変更に関する申出があった場合の対応方法を含む） ・価格転嫁について（スライド条項の有無、請負金額の変更申出があった場合の対応等）
調査対象	229か所（令和5年3月現在）	49か所（令和5年3月現在）
実施時期	R3. 10～	R4. 8～
備考	改善・留意すべき事項について、文書で通知	改善・留意すべき事項について、文書で通知

※) 調査については、公共工事・民間工事にかかわらず、元請下請間、受発注者間を対象に実施

4. 働き方改革等の推進

建設業就業者の現状

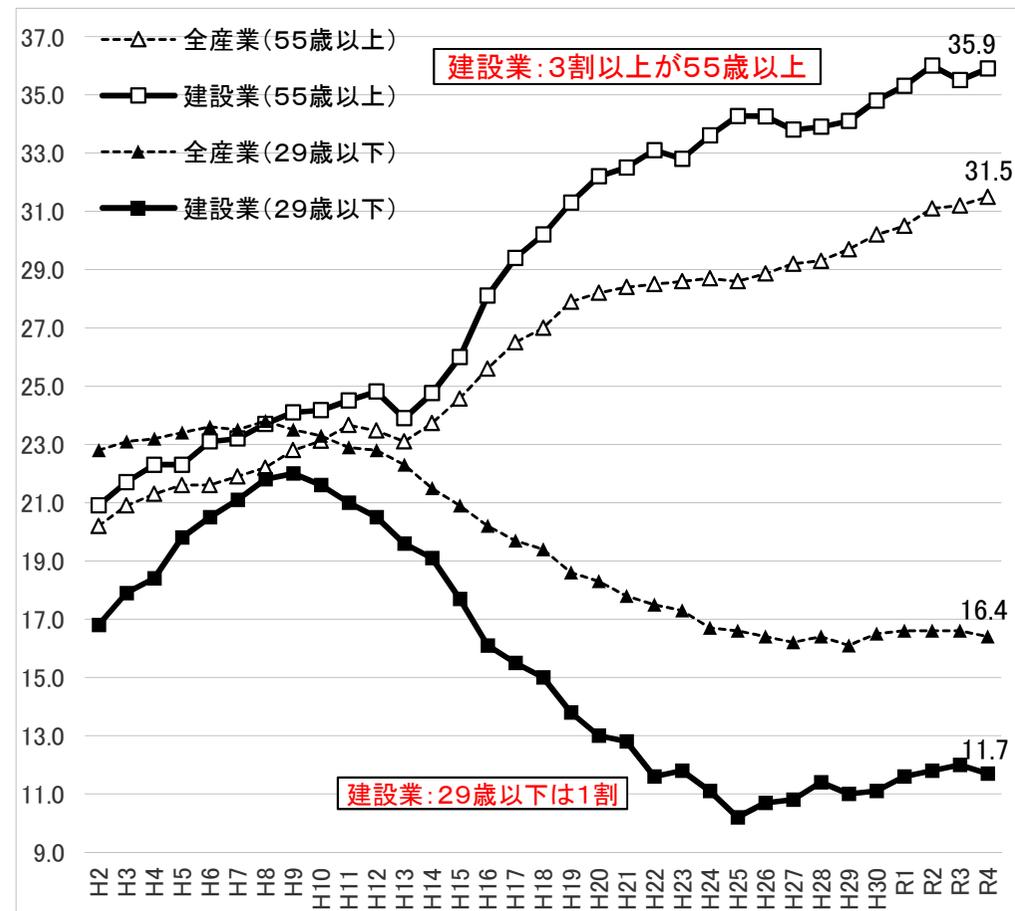
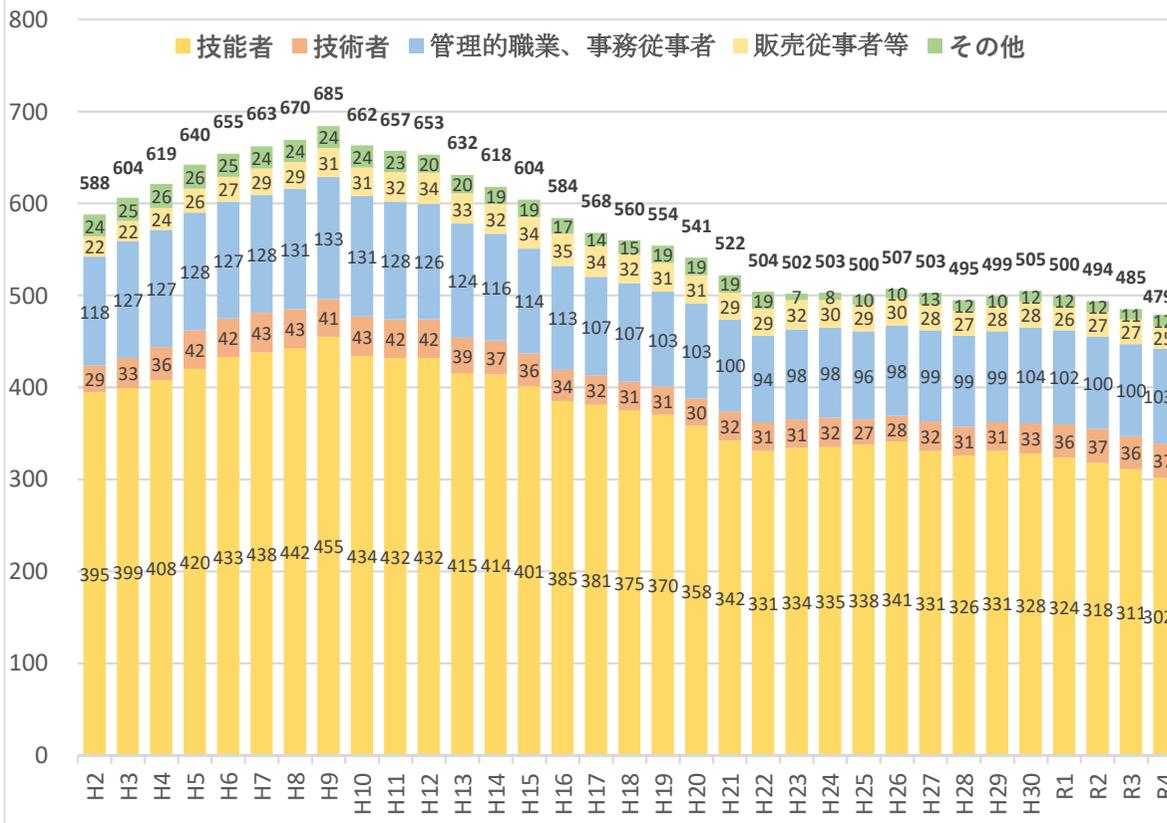
技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

建設業における職業別就業者数の推移



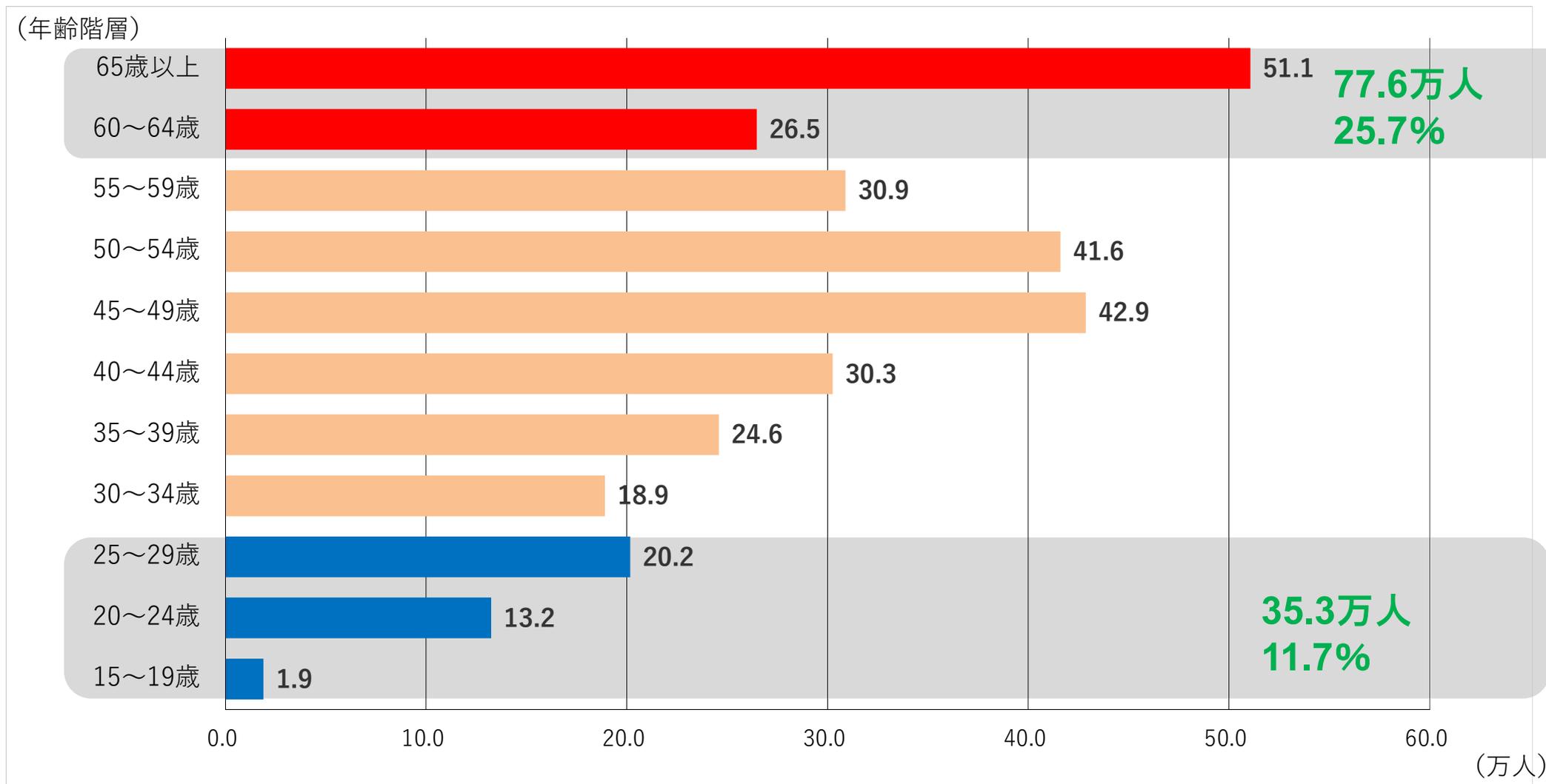
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。


担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることが必要

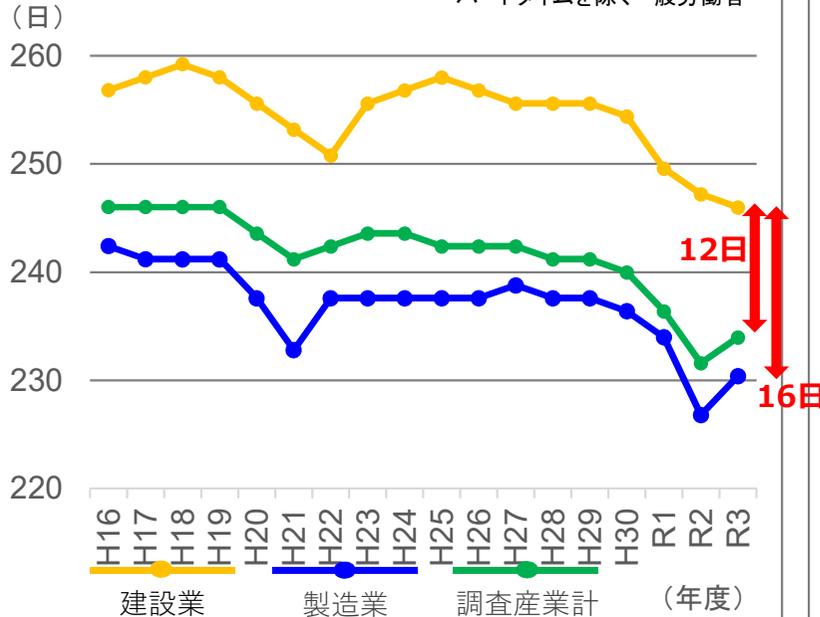


出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

建設産業における働き方の現状

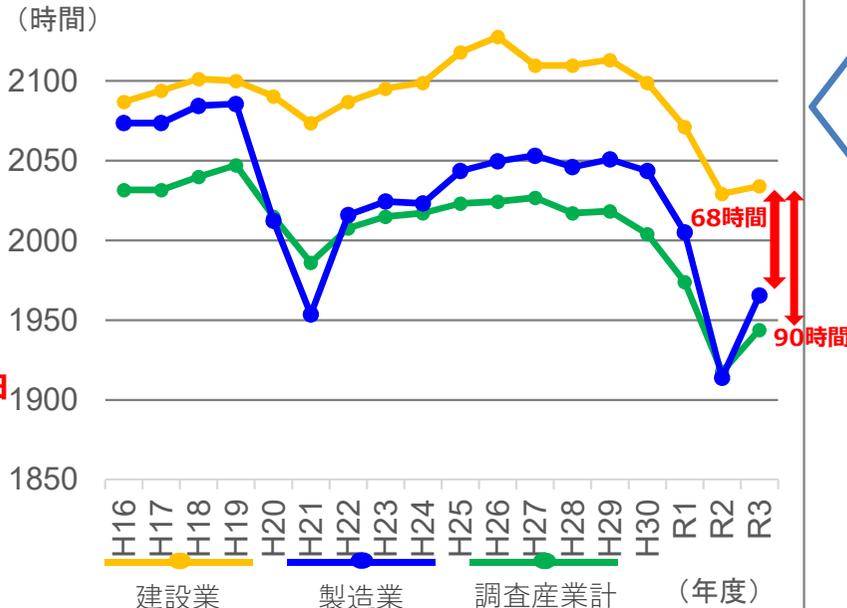
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者

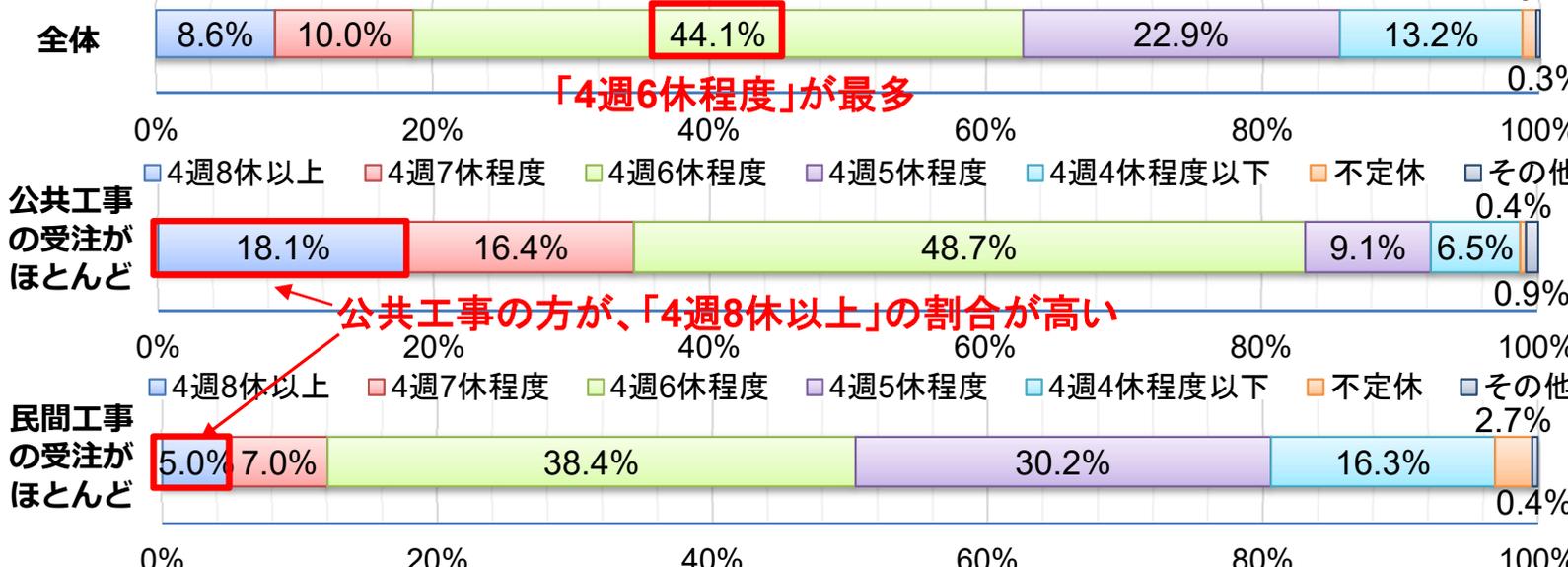


年間の総実労働時間については、全産業と比べて90時間長い。また、20年程前と比べて、全産業では約90時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況

■4週8休以上 ■4週7休程度 ■4週6休程度 ■4週5休程度 ■4週4休程度以下 ■不定休 ■その他



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年6月15日公表)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)
罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

原則

- (1) 1日8時間・1週間 40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

36協定の
限度

- ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)
 - ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定
 - ③ 年 720時間(月平均60時間)
 - 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定
 - ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)
 - ④b. 単月 100時間未満(休日労働を含む)
 - ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限
- ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

- 発注者の責務
 - ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
 - ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
 - ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）
- 受注者（下請含む）の責務
 - ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

- 発注者・受注者の責務
 - ・情報通信技術の活用等による生産性向上

- 発注者の責務
 - ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
 - ・災害協定の締結、発注者間の連携
 - ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

- 調査・設計の品質確保
 - ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

- 工期の適正化
 - ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
 - ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
 - ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
 - ・社会保険の加入を許可要件化
 - ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

- 技術者に関する規制の合理化
 - ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
 - ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
 - ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
 - ・経営管理責任者に関する規制を合理化
 - ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

適正な工期設定

- 令和元年の公共工事品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- **民間工事についても**、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、**関係省庁等を通じて働きかけを実施**。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

公共工事に関する取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。
国交省直轄工事では令和5年度には**原則として全ての工事**で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。
- 地方公共団体に対し、週休2日の確保を考慮した適正な工期の設定に努めることや、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**。

民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施**。
- **民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

① 週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大

② 月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進

- ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
- ・工期設定の指針等を見直し
- ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
- ・新たな経費補正措置の立案を検討
- ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- ・各都道府県・市区町村との会議の場において各地方公共団体に対して直接働きかけ
- ・市町村議会に対する働きかけ

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・適正な工期設定について経済団体本部（経団連等）での講演等による周知
- ・地域経済団体（商工会議所等）へ働きかけ（予定）

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・労基法に対する懸念点等についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- ・週休2日に向けた取組の好事例集の作成、周知

<会議体や説明会を通じた周知> 【厚労省と連携】

- ・都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- ・労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

<モニタリング調査による周知・注意喚起>

【厚労省と連携】

- ・調査対象：発注者・元請業者

直轄土木工事における週休2日の「質の向上」に向けた施策パッケージ

(これまで)

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。【休日の量の確保】

(これから)

現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。【休日の質の向上】

施策パッケージ

- ① **週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】**
共通仕様書、監督・検査等の基準類を、週休2日を標準とした内容に改正
- ② **工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】**
天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を改正
- ③ **柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で試行】**
出水期前や供用前など閉所型での週休2日が困難となった場合に、工期の一部を交替制に途中変更できないか検討
- ④ **経費補正の修正【令和5年度に検討】**
月単位での週休2日工事で実際に要した費用を調査し、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討（令和5年度は現行の補正係数を継続）
- ⑤ **他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】**

※併せて、直轄事務所と労働基準監督署との連絡調整の強化

令和5年度の直轄土木工事の発注方針

- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施（月単位の週休2日への移行期間）
週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

週休2日工事の発注方針



① 週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】

仕様書、監督・検査等の基準類を、以下の通り改定

- i) 受注者が作成する施工計画書に、法定休日・所定休日を記載するよう、「共通仕様書」を改正。
- ii) 発注者による監督・検査において、週休2日の実施状況を確認するよう、「共通仕様書」、「土木工事監督技術基準(案)」、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」を改正。
- iii) 週休2日を標準とした工事成績評定となるよう、「地方整備局工事成績評定実施要領」を改正。
(加点項目から削除・遵守項目に追加)

< 施工計画書 >

法定休日と所定休日の記載を追加

< 法定休日と所定休日の設定例 >

月	火	水	木	金	土	日
---	---	---	---	---	---	---

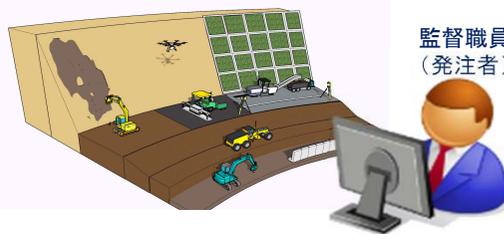
※受注者の法定休日・所定休日
を基に自ら設定

受注者



< 施工(監督) >

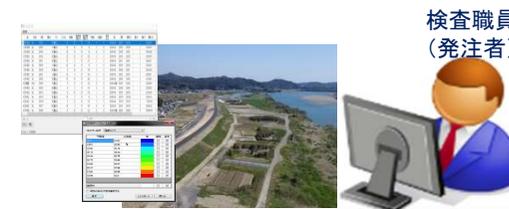
週休2日の実施状況を確認



監督職員
(発注者)

< 検査(成績評定) >

週休2日の実施状況を確認、
週休2日を前提とした成績評定



検査職員
(発注者)

施工計画書

施工
(監督)

検査
(成績評定)

②工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】

発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

＜工期への反映イメージ＞

工種	単位	数量	施工計画										
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	...	
準備	式	1	■		■	■	■			■			
道路土工	m ²	10,000		■	■	■	■			■			
排水構造物工	m	500		■	■	■	■			■			
舗装工	m ²	5,000			■	■	■			■			
付帯施設工	式	1			■	■	■			■			
区画線工	式	1			■	■	■			■			
後片付け	式	1			■	■	■			■		■	

「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう設定

猛暑日を考慮

地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮

天候等による作業不能日頻発

猛暑日頻発

地域の祭りによる通行規制

必要に応じて重機解体や検査データの作成日数を考慮

＜試算例(福岡県内の道路改良工事の場合)＞

・旧指針での工期：365日 ⇒ 新指針での工期：384日 + α (19日 + α 増加※)

※上述 i) で7日分、ii) で12日分反映。 + α は必要に応じて iii)、iv) を考慮。 雨休率：78%→89%

③柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で試行】

閉所と交替制の柔軟な活用について、以下の通り試行（R3～R5に試行）

- i) 受注者の希望に応じ、工期を通じての交替制⇔閉所の変更を試行（R3・4年度に試行）
- ii) 受注者の希望に応じ、工期の一部での閉所から交替制への途中変更を試行（R5年度）

<工期の一部で閉所から交替制に途中変更するイメージ>

工期	4月	5月	6月	7月	8月	...
週休2日の 実施方法 (当初予定)	閉所	閉所	閉所	閉所	閉所	...

災害の発生により週休2日の閉所が困難に

「交替制」に変更し
個人レベルでは
週休2日を確保

④経費補正の修正【令和5年度に検討】

月単位で週休2日を達成できた工事について、令和5年度の諸経費動向調査や労務費調査の結果を踏まえ、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討

これまでの経費補正

1月

黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月単位では週休2日が達成できていない

工期全体で週休2日を達成することを前提に経費補正



R5の検討

1月

黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

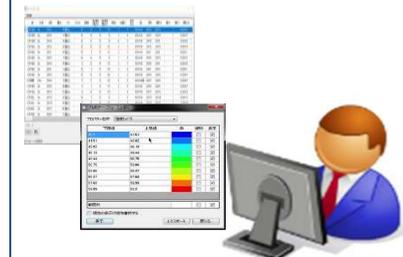
2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月単位で週休2日を達成できている工事に要した費用を分析し経費補正を検討



⑤他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】

各地域の発注者協議会等を通じて、取組を促進。定期的に取り組状況を確認・公表。

令和5年1月末時点での一斉閉所の取組状況

凡 例

- 月に3回以上実施
- 月に2回程度実施
- 月に1回程度実施
- 年に数回実施

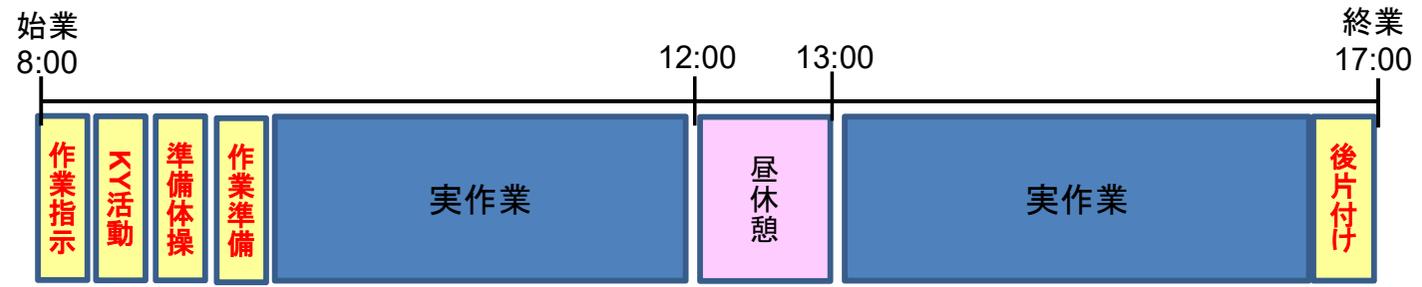


一斉閉所の実施状況 令和5年1月末時点			
地方整備局	地域	実施内容	
北海道	北海道	毎月2回統一土曜日	
東北	岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	毎月第2・4土曜日	
	青森県	毎月第2土曜日	
関東	茨城県	毎月第1、2、3、4土曜日	
	埼玉県	年に数回以上	
北陸	新潟県 富山県 石川県	毎月第2・4+1週の土日曜日	
	中部	静岡県	毎月第2・4土曜日
		愛知県 岐阜県 三重県	毎月第2土曜日
近畿	近畿全域	※令和5年度より毎月第2土曜日に一斉閉所を実施予定	
中国	鳥取県 島根県 岡山県	毎月第2・4土曜日	
	広島県	土曜日閉所を月1回	
	山口県	毎月第2土曜日	
	四国	四国全域	毎月第2土曜日
	九州	九州全域	年に数回以上
沖縄	沖縄県	毎月第4土日曜日	

時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化

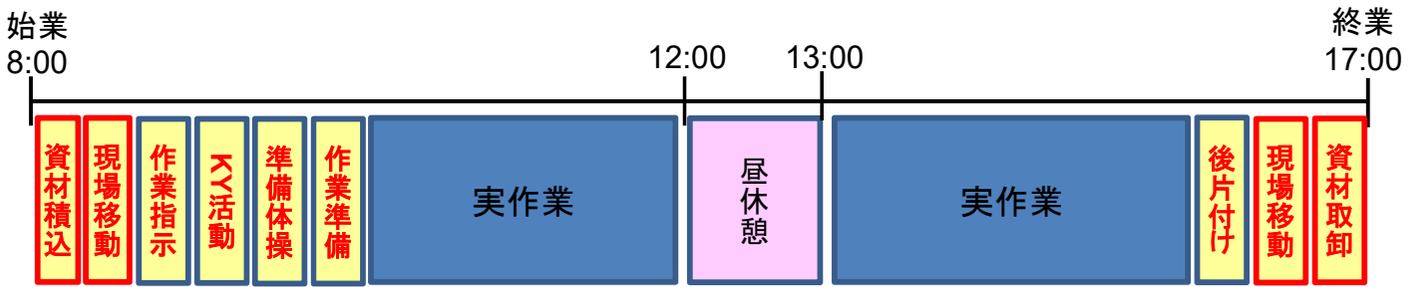
- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映されるべきもの。
⇒ 適正なデータで標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映。
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要。
⇒ 施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

■朝礼や準備体操、後片付け等を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度の施工の実態調査において、朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握。
⇒ 適正なデータで分析する等により、標準歩掛等に反映。
⇒ 令和5年度以降も、施工の実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定。

■資材基地からの移動時間を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度は移動時間の実態を把握するため、大都市圏の路上工事を中心に、施工の実態調査を重点的に実施。
⇒ 令和5年度は、施工の実態調査の結果を基に、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

工事積算における熱中症対策の充実

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正※¹を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times 3 \text{ ※}^3 \text{ を日数換算し、平均した値（対象：5か年）}$$

※³：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

■ 工期延長等に伴う増加費用の積算 ※²

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等の特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x~Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間
(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

※¹ 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温 2 8℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温 3 0℃以上」に戻す予定。

※² 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

総価契約単価合意方式(後工事の間接費の調整について)

- 前工事契約後、後工事契約前に間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の率式が改定された場合、改定後の率式が後工事の間接費に反映されないという課題があった。
- こうした課題を解消するため、間接費の率式の改定を反映する「調整率」を新たに導入する。

後工事の間接費（前工事から継承する場合）

後工事の間接費

$$= \boxed{B} \times \boxed{C} \times \boxed{D} \times \boxed{E} - \boxed{C1}$$

「前工事+後工事」(合算工事)の間接費の率分の対象額

 ×

 前工事の間接費の率分

 ×

 前工事で適用した積算基準の率式による低減割合(補正係数の変更に伴う変動率含む)

 ×

積算基準(間接費)の率式の改定に伴う調整率

 -

 前工事の間接費(率分)の合意金額

後工事を対象に契約時点の最新積算基準を反映するため、調整率を新たに導入

※ 前工事から継承する場合と後工事単独の場合とを計算し、安価となる方を間接費として採用する考え方はこれまでと同様

(参考) 後工事の試算例

(試算結果)

- ✓ 後工事の工事価格（前工事から継承する場合）
※税抜き価格で試算

【調整率導入前】 約139億円



共通仮設費率：5.2%
現場管理費率：21.0%

【調整率導入後】 約147億円

共通仮設費率：6.7%
現場管理費率：26.3%

(試算条件)

- ✓ 前工事：直接工事費 約200億円
・共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の単価合意率：95.0%
- ✓ 後工事：直接工事費 約100億円
- ✓ 後工事の前に以下のように間接費の率式が改定されたと仮定
・共通仮設費の率式（20億円超：5.5% → 7.0%）
・現場管理費の率式（20億円超：22.0% → 28.0%）

工期の設定に当たっての休日の考慮(公共発注者の取組状況)

令和4年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和4年10月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○ ……根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることとなり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

○ ……工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)

ロ～ハ (略)

<適正化指針:第25(1)>

工期の設定に当たって休日(週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇)を考慮している団体は、特殊法人等・都道府県・指定都市では9割超だが、国では約7割、市区町村では5割未満にとどまる。

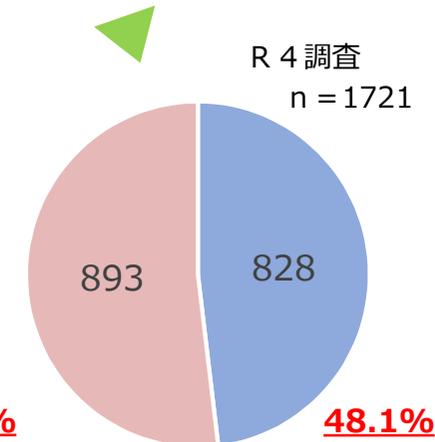
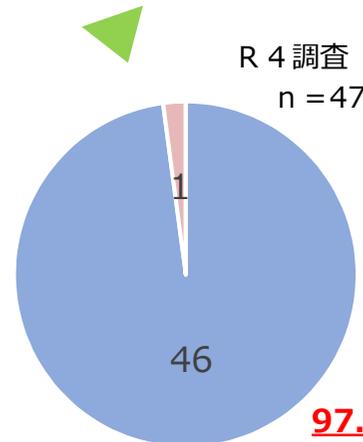
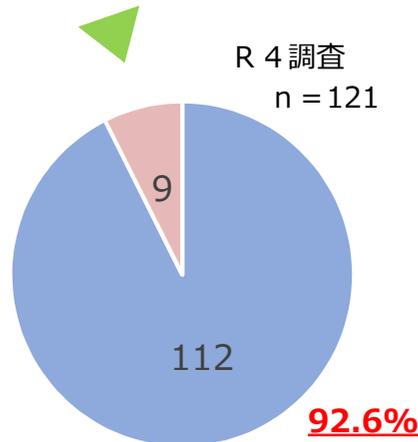
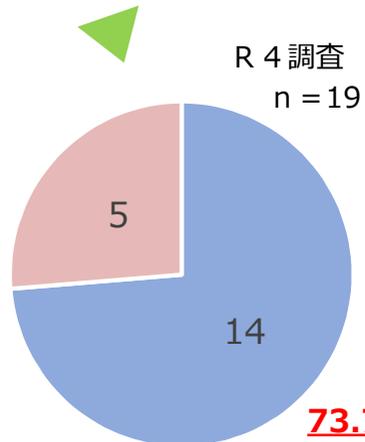
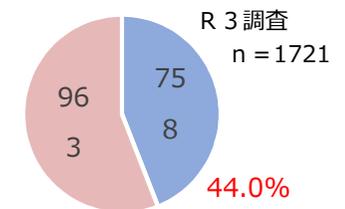
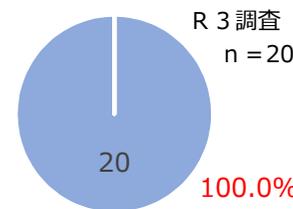
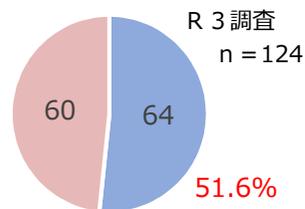
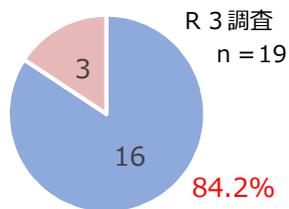
国(省庁等)

特殊法人等

都道府県

指定都市

市区町村



■ : 考慮している ■ : 考慮していない

令和3年度における週休2日の取組状況(都道府県)

●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和3年度における週休2日達成率について集計

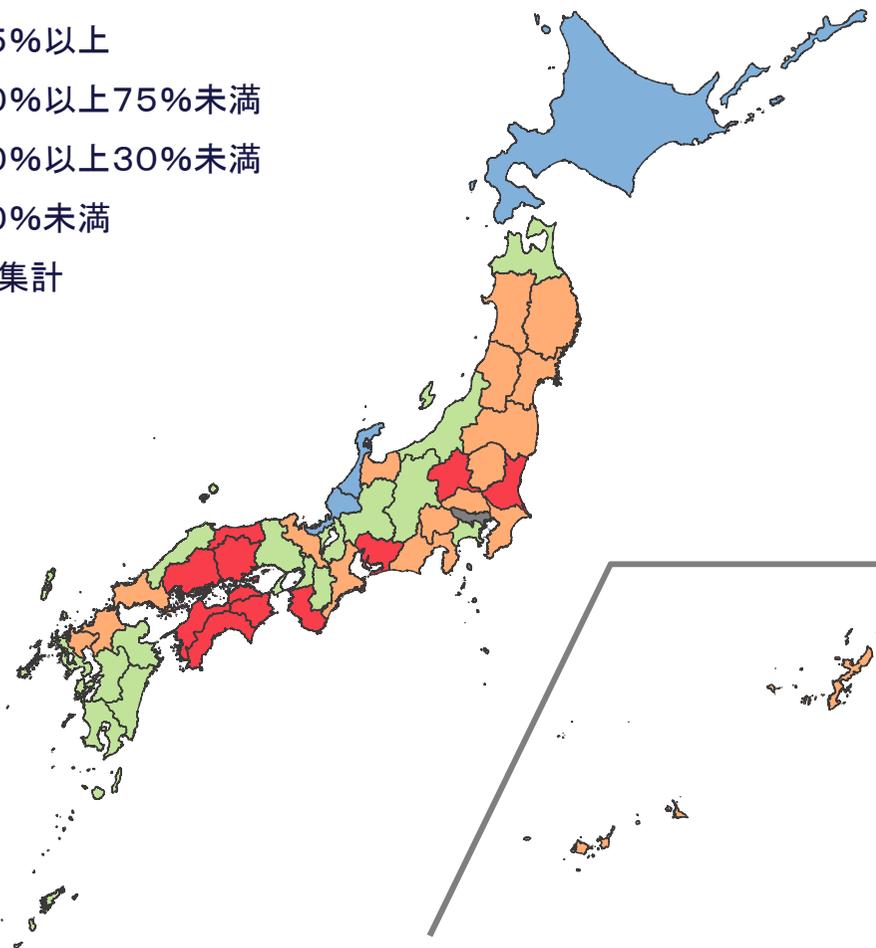
・週休2日達成率 = $\frac{\text{4週8休達成件数}}{\text{令和3年度工事完了件数}}$

<定義>

- ・対象期間 : 令和3年4月1日から令和4年3月31日
- ・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- ・令和3年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

令和3年度週休2日達成率

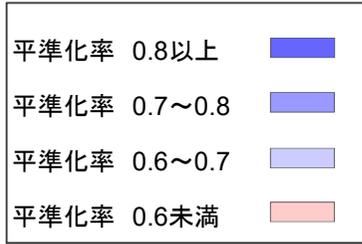
- 75%以上
- 30%以上75%未満
- 10%以上30%未満
- 10%未満
- 未集計



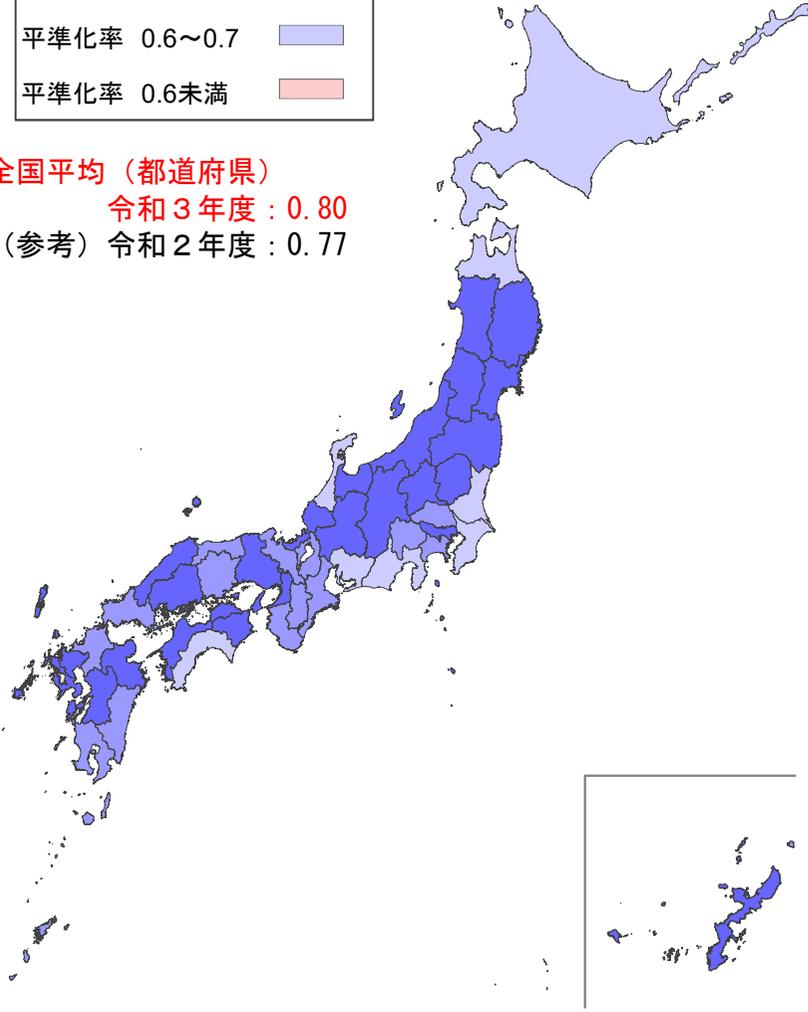
都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	88.9%	新潟県	42.3%	岡山県	8.7%
青森県	47.4%	富山県	12.4%	広島県	3.4%
岩手県	15.3%	石川県	86.4%	山口県	13.8%
宮城県	13.8%	岐阜県	34.4%	徳島県	4.3%
秋田県	18.3%	静岡県	26.9%	香川県	9.0%
山形県	12.5%	愛知県	9.6%	愛媛県	7.5%
福島県	12.0%	三重県	20.6%	高知県	6.4%
茨城県	7.9%	福井県	76.5%	福岡県	11.5%
栃木県	28.5%	滋賀県	71.4%	佐賀県	28.0%
群馬県	4.9%	京都府	18.6%	長崎県	45.7%
埼玉県	16.5%	大阪府	57.4%	熊本県	40.9%
千葉県	27.7%	兵庫県	45.7%	大分県	72.0%
東京都	未集計	奈良県	72.1%	宮崎県	48.0%
神奈川県	34.7%	和歌山県	5.8%	鹿児島県	38.9%
山梨県	29.4%	鳥取県	8.0%	沖縄県	21.3%
長野県	62.1%	島根県	45.3%	全国平均	30.7%

[施工時期の平準化] 地方公共団体の平準化率

都道府県の平準化率の状況



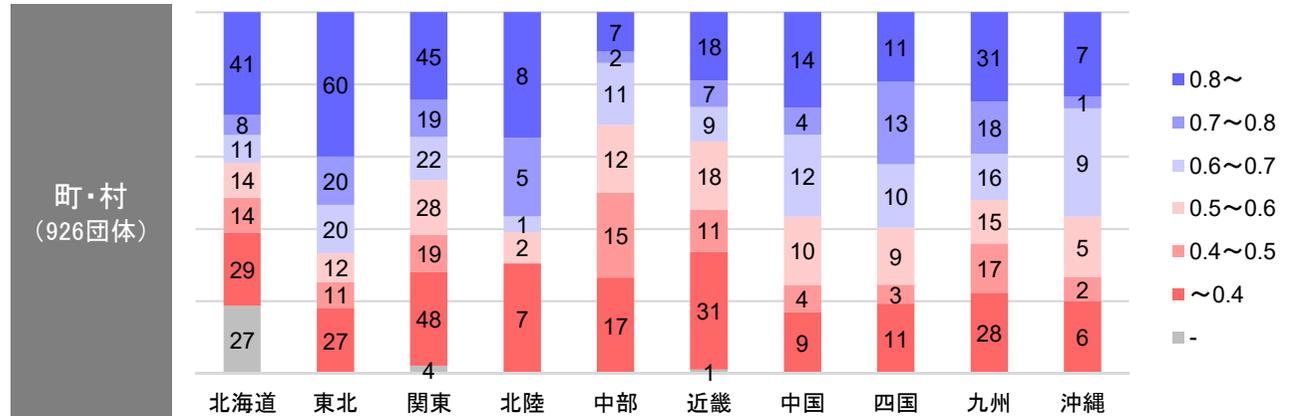
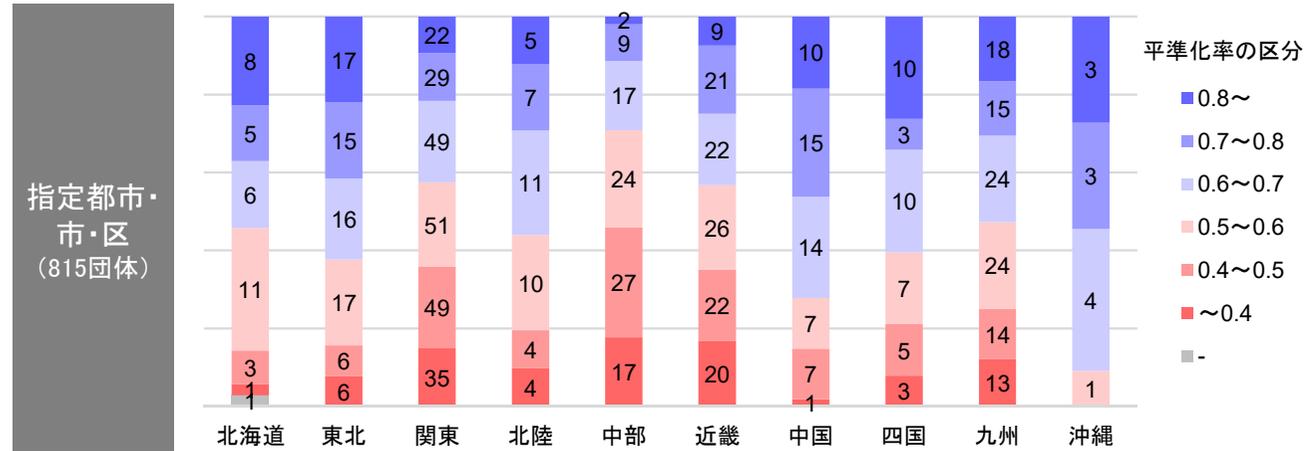
全国平均（都道府県）
 令和3年度：0.80
 （参考）令和2年度：0.77



指定都市・市区町村の平準化率の状況

地域別の平準化率の区分分布（令和3年度）

※グラフ内の数字は地方公共団体数



地域別の平準化率の平均値（指定都市・市区町村）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和3年度	0.62	0.65	0.68	0.60	0.66	0.52	0.55	0.66	0.64	0.62	0.69
令和2年度	0.57	0.64	0.56	0.57	0.58	0.51	0.56	0.62	0.64	0.54	0.64

※地域区分

北海道：北海道
 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
 北陸：新潟県、石川県、富山県
 中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 沖縄：沖縄県

※平準化率の定義：4~6月期の月あたり工事平均稼働件数/年度全体の月あたり工事平均稼働件数
 ※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出
 （1件当たり500万円以上の工事を対象・令和3年度実績）

5. 今後の施策検討について

持続可能な建設業に向けた環境整備検討会

担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、**将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備するために必要な施策の方向性について、検討を行う。**

委員

座長	楠 茂樹	上智大学法学部 教授
	榎並 友理子	日本IBM株式会社 執行役員 公共事業部長
	恵羅 さとみ	法政大学社会学部 准教授
	大森 有理	弁護士
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科 准教授
	原 昌登	成蹊大学法学部 教授
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科 教授 (敬称略)

第1回検討会の様子



主な検討事項

○建設資材価格の変動への対応

- ・ 資材価格変動に対応しやすい契約について
 - － 契約・費用（コスト）の透明性、リスク負担のあり方 など

○建設技能者の処遇改善

- ・ 技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
 - － 重層下請構造の適正化に向けた施工体制の「見える化」 など
 - ・ 賃金を下支えする仕組みについて
 - － 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例※ など
- ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

スケジュール

令和4年度

8月3日	第1回	論点整理
9月5日	第2回	事業者ヒアリング①
9月8日	第3回	事業者ヒアリング②
10月26日	第4回	価格変動への対応
11月16日	第5回	適正な施工体制の確保
12月27日	第6回	技能労働者の賃金等
2月6日	第7回	とりまとめに向けた論点整理
3月1日	第8回	とりまとめに向けた議論
3月29日	第9回	とりまとめ

- ✓ 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目指す。
- ✓ 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。

協議プロセス確保による価格変動への対応

➤ 請負代金変更ルールの明確化

価格変動時における受発注者間での協議を規定する民間約款の利用を基本とし、当該条項が請負契約において確保されるよう法定契約記載事項を明確化。

➤ 見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供を義務化

請負契約の透明性を高めることで民間工事における価格変動時の協議を円滑化するため、建設業者から注文者に対し、建設資材の調達先、建設資材の価格動向などに関する情報提供を義務化。

➤ 透明性の高い新たな契約手法

契約の透明性を高めるため、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムを明示するとともに、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款を制定することで請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

賃金行き渡り・働き方改革への対応

➤ 労務費を原資とする低価格競争を防止するため、受注者による廉売行為を制限

中央建設業審議会が「標準労務費」を勧告し、適切な労務費水準を明示。受注者となる建設業者がこれを下回る労務費による請負契約を締結しないよう制限。

➤ 下請による賃金支払いのコミットメント(表明保証)

請負契約において、受注者が「標準労務費」を基に適正賃金の支払いを誓約する表明保証を行うよう制度化。

➤ CCUSレベル別年収の明示

技能労働者自身が技能に応じた適切な賃金を把握することで適切な処遇の確保が進むよう、CCUSレベル別年収を明示。

➤ 受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限

時間外労働や休日にしわ寄せが及ばないようにするため、受注者に著しく短い工期による請負契約を制限。

実効性の確保に向けた対応

➤ ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」

国がICTを活用した施工管理の指針を策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切な把握を可能とすると共に、許可行政庁においても必要に応じて賃金支払いの実態について確認することができる仕組みを構築。

➤ 許可行政庁による指導監督の強化

建設業法第19条の3（不当に低い請負代金）違反への勧告対象を民間事業者に拡大するとともに、勧告に至らなくとも不適当な事案について「警告」「注意」を実施し、必要な情報の公表ができるよう、組織体制の整備を含めて措置。

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(4) 常駐・専任に係る規制の見直し

○生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

2. デジタル分野以外の横断的な取組

(1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し

○建設業における技術者の資格要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」概要

担い手不足への懸念や生産性向上へのニーズ等の建設業の課題や、近年のICT技術の向上等の技術者制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、監理技術者等の配置のあり方や、担い手確保の観点からの技術検定制度の見直し等について具体化※に向けた検討を行う。

※前期検討会（H29.6）でとりまとめた施策の方向性を踏まえて具体化

委員

(土木分野)	小澤 一雅	東京大学院工学系研究科社会基盤専攻教授 [座長]	
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授	
	木下 誠也	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
(建築分野)	遠藤 和義	工学院大学建築学部建築学科教授	
	蟹沢 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科教授	
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授	
(法律分野)	大森 文彦	弁護士	
(経済分野)	大串 葉子	梶山女学園大学 現代マネジメント学部教授	(敬称略)

主な検討事項

- 監理技術者等の専任要件について
ICTの活用など代替手段の導入により、適正な施工を確保しつつ監理技術者等の専任要件の見直しが可能か検討。
- 営業所専任技術者の兼務について
ICTの活用など代替手段の導入により、主任技術者等との兼務を認める範囲を拡大することが可能か検討。
- 技術検定等の実務要件について
技術検定の受検要件として設定されている学歴に応じた一定の実務経験年数について短縮が可能か検討。

スケジュール

- 令和3年11月22日 第1回検討会
- 令和4年2月21日 第2回検討会
- 令和4年3月29日 第3回検討会
- 令和4年4月25日 第4回検討会
- 令和4年5月31日 見直し方針のとりまとめ

監理技術者等の専任制度に関する見直し方針の概要

● 専任不要上限額の引き上げ

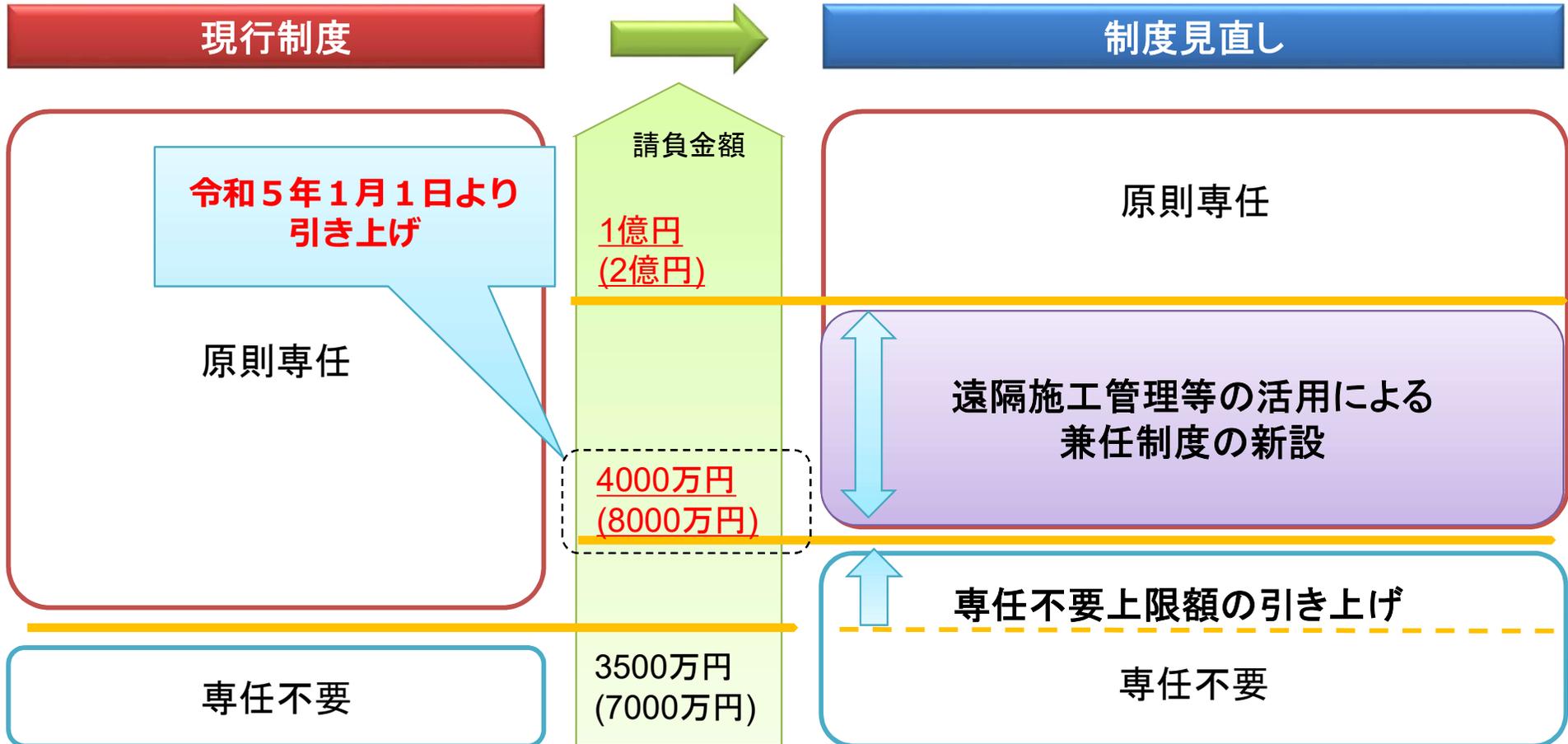
技術者の専任を求める請負金額について、近年の工事費の上昇を踏まえ、基準額を引き上げ。

● 兼任可能な制度の新設

多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。

● その他の検討

技術者配置の運用の見直し。



()は建築一式工事の場合

営業所専任技術者と監理技術者等の兼任の考え方

現状

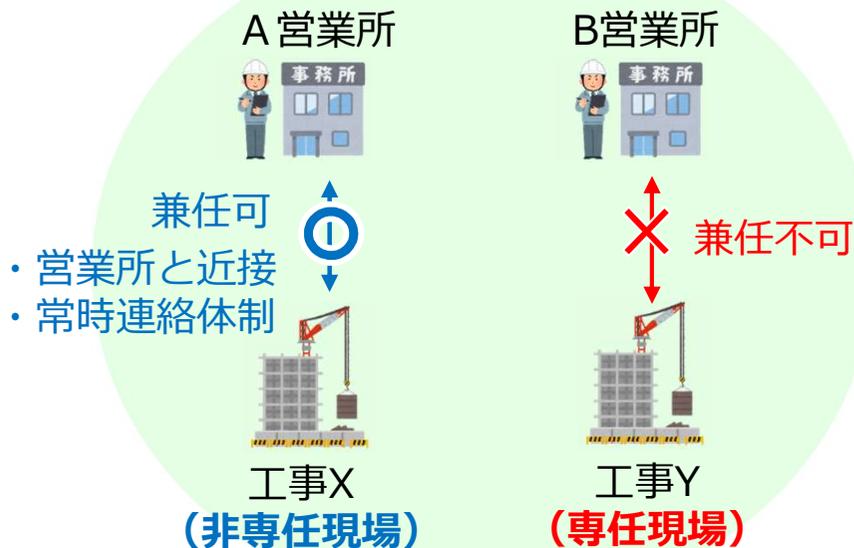
- 営業所専任技術者が専任現場（請負金額3500万円以上）[※]の監理技術者等を兼任することは認められていない。
- 非専任現場については、①近接、②常時連絡体制の2条件のもと兼任可能。

※令和5年1月1日より、
4000万円以上に引上げ

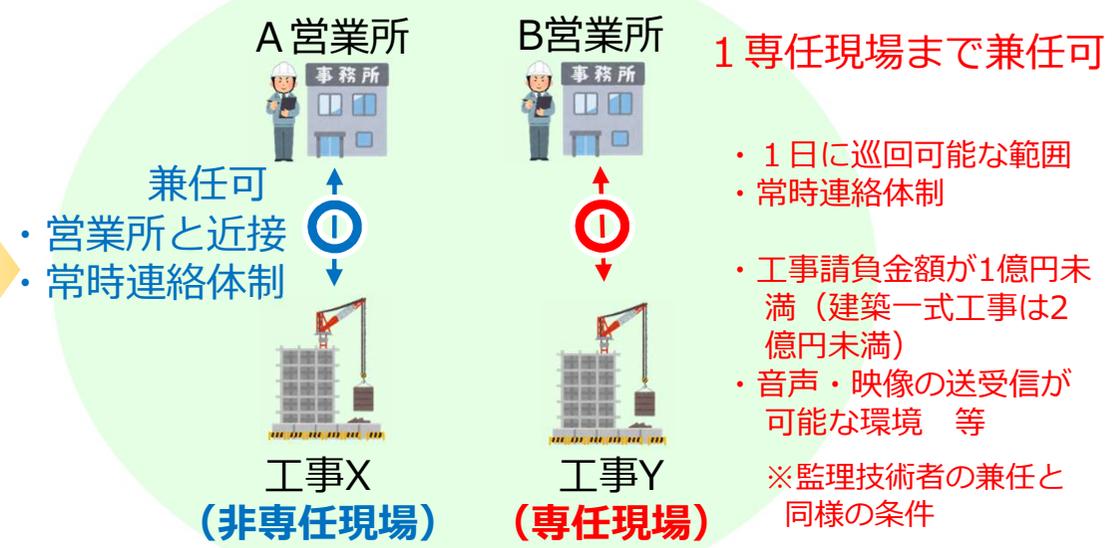
見直し案

- 一定の条件のもと、**1現場までに限り専任現場との兼任を可能に。**

現状



見直し案



令和6年4月1日施行予定
〔見直し内容については、
省令改正に向け精査中〕

○ 1級の受検資格（現行）

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学（指定学科）		卒業後 3年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 5年実務
高等学校（指定学科）		卒業後 10年実務
大 学		卒業後 4.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 7.5年実務
高 等 学 校		卒業後 11.5年実務
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外		15年実務

（いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり）

○ 2級の受検資格（現行）

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学（指定学科）	17歳以上	卒業後 1年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 2年実務
高等学校（指定学科）		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

（見直し）

第一次検定	第二次検定
19歳以上 〔専門性の高い大学 課程履修者は一部 科目を免除〕	1級技士補として 一定規模以上の工事の 実務経験3年 ※1

※1 下請金額が監理技術者配置を要する金額以上の工事の
施工管理実務経験は3年。監理技術者補佐としての経験
は1年。その他の経験については5年。
2級合格者は従前のおり。
これまでの受検資格については別途経過措置を検討。

（見直し）

第一次検定	第二次検定
17歳以上 〔専門性の高い学校 課程履修者は一部 科目を免除〕	2級技士補としての 実務経験3年 ※2

※2 1級技士補の場合は1年。
これまでの受検資格については別途経過措置を検討。